

第六十八回 参議院 参議院 商工委員会 會議録 第十六号

(三三〇)

昭和四十七年六月一日(木曜日) 午前十時十七分開会

委員の異動

五月三十一日

辞任

中尾 辰義君

補欠選任

浅井 亨君

出席者は左のとおり。

委員長

大森 久司君

理事

川上 為治君

鋼木 李弘君

竹田 現照君

藤井 恒男君

委員

赤間 文三君

植木 光教君

小笠 公韶君

大谷藤之助君

中山 太郎君

矢野 登君

山本敏三郎君

渡辺一太郎君

阿具根 登君

小野 明君

大矢 正君

林 虎雄君

原田 立君

柴田利石門君

須藤 五郎君

衆議院議員

修正案提出者

武藤 嘉文君

國務大臣

通商産業大臣

田中 角榮君

通商産業政務次官

林田悠紀夫君

通商産業大臣官房参事官

増田 実君

通商産業省企業局長

本田 早苗君

通商産業省企業局参事官

田中 芳秋君

通商産業省繊維雑貨局長

佐々木 敏君

通商産業省鉱山石炭局石炭部長

青木 慎三君

常任委員会専門員

菊地 拓君

運輸省鉄道監督局国有鉄道部業務課長

服部 経治君

労働省職業安定局失業対策部企画課長

望月 三郎君

労働省職業訓練局訓練政策課長

山口 政治君

自治省財政局財政課長

近藤 隆之君

事務局側

説明員

本日のお会議に付した案件

○特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○工業再配置促進法案(内閣提出、衆議院送付)

○産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(大森久司君) たいだいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨年五月三十一日、中尾辰義君が委員を辞任され、その補欠として浅井亨君が選任されました。

ちよつと速記とめてください。

〔速記中止〕

○委員長(大森久司君) 速記を起こしてください。

○委員長(大森久司君) 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大矢正君 私はまず第一に、去る三十日、大手合成繊維会社に対する公正取引委員会の立ち入り検査についてお尋ねをいたしましたと思つておりますが、新聞等で報じられておりましたとおり、これは今日までの間に国際カルテルが結ばれたのではないかと以前提に基づく独禁法違反といふことのようにありますが、これは現在どういふようになつておられますか。もちろん公正取引委員会がその権限に基づいて、また判断に基づいて行なうことではありますから、通産省がそのことについて言及するといふことはいろいろ差しさわりのあることではあるかと存じますが、これから貿易面における大きな問題点にもなる可能性がおりますので、認識のほども含めてお答えをいただきたいと思つております。

○政府委員(佐々木敏君) 先生御指摘のように、五月三十日に公正取引委員会が化台織メーカー等十四カ所に立ち入り検査をしたのであります。その立ち入り検査の被疑事実といふものは、一つには合織メーカーが本年一月ごろからナイロ

ン、アクリル、ポリエステル等の繊維につきまして、生産数量の協定をして操短をしたという疑いでございます。

それともう一つは、わが国の合織メーカー等がナイロンその他につきまして、西欧の合織メーカーと協定をいたしまして市場分割をしたというような事実、これに基づきまして立ち入り検査をしたのでございます。

実は、通産省といたしましては、四月の初めに西独のカルテルが西独の合織メーカー九社に對しまして、同じような国際カルテル、国内カルテルの疑い等から審決を出しまして、合計四千八百万マルクの罰金を科したという事実の報道がございました。通産省といたしまして、さつそく国内の合織メーカーを呼びまして、実態を究明した次第であります。わが国の合織メーカーは、外国との国際協調の精神でナイロン等の合織の国内生産状況、輸出状況等の情報交換はいたしておりますといふような説明がございました。通産省といたしましては、輸出秩序の維持といふことは今後の健全な合織の貿易につきまして、方向としてはけっこうであるけれども、いやしくも、法律にもとるような独禁法違反の疑いがあるような行為は絶対にすべきでないといふことを強く指導した次第であります。もちろん今後の公正取引委員会の審査、審決にまたざるを得ないのでございませうけれども、そのような事実があれば、通産省といたしましては非常に遺憾である、かような立場に現在でございます。

なお、国内の生産調整につきましては、昨年から各社が最近の合織の生産過剰、市況低落等に基づきまして、各社が個別に、時期あるいは操短率について、自主的に操短を行なつてい

るといふことは、つとに私も承知してございませうけれども、これがカルテル行為である

かどうか、その点につきましては、私もまずそのようなことはなからうと考えておるのでございませうけれども、これまた公取の正確な調査に待たざるを得ないというような立場でございます。

○大矢正君 問題なのは、結局それが海外に対する輸出の問題、それから国内におけるカルテルの問題等、両面にわたつての問題点があるかと思ひます。公取が問題点として指摘してきておるのも、またそういう両面にわたつておると思ひわけです。

そこで、国内的な生産制限というか、公取側に言わせればカルテル行為というものは、これは明らかにあるということが言われてはおるが、問題はやはり対米交渉の推移であるか、それから国内の全般的な不況現象であるか、そういう非常に外的、内的要因のために、ある面においてはさまざまな措置を講じなければならなかつたというような事情もあるいはあるかもしれない。となると、たぶんこれは、政府みずからもこれは責任を感じなくちゃならぬ部面もありますし、それから同時に、私も専門家じゃありませんからよくわかりませんが、政府が行政指導すればカルテル行為にならないし、政府の行政指導という形がとられなければこれは独禁法違反だという、その間における非常にさまざまな問題を一体どのように考えたらよろしいものなのか。これは私は、何も大手の化合繊維メーカーが公取によって立ち入り検査され、将来審判、審決、その他いろいろな法的措置が講ぜられると思うのでありますが、そのことを否定するという立場ではなくて、問題はやっぱり、そういう独禁法というものと実際の政府の行政指導というものの関係なり、関連なり、それからその線の引き場所なり、そういうものについての通産省の配慮というものが過去になかつたであらうかという点で疑問を感じざるを得ませんので、もう少し詳細に、政府はどういう判断を持ち、どういふ態度でやってきましたかということをお尋ねをしたいと思ひ、そういうことがある意味では、この独禁法違反であるといわれていること

に対するある意味での行政官庁としての行為も成り立ち得るわけですからね。経過はこうでございませうということももちろん必要でございませうが、その間に政府としてどういう判断を持つてきたか。対米繊維交渉が強引に行なわれることによつてかなり打撃を受けたということや、経済的な一般の不況の進化に伴う繊維当局としての、他にもいろいろ業種的にありますけれども、とりあえず、ここで問題になつておる件に限定していへば、繊維行政を担当するあなたの方でどういふ判断のもとに行政指導なり、それから業界の混乱を防ぐために手を打たれたのか、その辺のことをひとつお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐々木敏君) まず、最近のこのような国際カルテルのような疑いのある行為が業界に起つておるとおることにつきまして、そのことの全部がこれまでの政府の繊維産業に対する行政の責任である、そのような御指摘の問題につきましては、もちろん繊維産業の、特に日米政府間協定の締結によりまして、合成繊維の糸が非常に影響をこうむつたということも事実でございませう。今年に入りまして合成繊維糸の対米輸出は急激に減つております。しかしそのほかに、やはり一般的な景気不況の問題もございませうし、アメリカにおける一連の保護主義の台頭、ドル・ショックの問題、あるいは円切りというふうな一般的な経済現象の大きな変化ということも、繊維産業にこのようなことをせざるを得ない一つの原因であつたかと思ひます。私もさういふ原因であつたかと思ひます。私どもさういふ原因であつたかと思ひます。私どもさういふ原因であつたかと思ひます。

○大矢正君 世界的な傾向が、従来唱えられてきたような自由貿易を許容するような情勢にないことは、日米繊維協定を結ばなきゃならぬような事実によって明らかでございませう。しかも、わが国がアメリカに対してだけでもおそろく二百近い、あるいは二百前後のいろいろな意味における輸出制限をしていられるわけですね。そのようにして今日もう自由貿易などというものは、それはさういふことばとしてはあり得ても、現実には世界じゅうに通用しない現象となつてあらわれておられますね。といひますと、秩序ある輸出とかオーダーマーケットイングとか、そういうふうな判断というものが、それからそういう考え方というものはもう当然のこととして、これはまあ業界といわず、行政官庁といわず、受けとめた形における輸出政策なり貿易を考へていかなきゃならぬことは事実ですね。その際に問題になるのは、私はこの公取が行き過ぎだとか、業界のほうが正しいとか、そういう意味で申し上げているのではなくして、それでは、明らかにすれば、たとえば、わが国とドイツとの間において繊維メーカーが話し合ひをして、こういう

してはさういふ合法的な立場で輸出秩序を極力維持するといふような方向を示しておつたのであります。いやしくも法律違反にならないような、その疑いが生じるようなことは絶対すべきでないという指導ももちろんしておつたのでございませう。それと同時に、これからの国際繊維貿易の動きも、ガットその他の場におきまして国際協定のAの問題とか等々ございませう。もちろん原則は自由貿易の立場でありますけれども、やはり国際協定の精神でいろいろな勉強会をしていく、実態把握をしていくということにつきましては、業界としても前向きに取り組んでいくべきである、かような指導もしておつたのであります。

繰り返して申し上げますように、輸出秩序は必要であるけれども、いやしくも、法律違反的なやみの行為は絶対に慎むべきである、かような指導をいまままで続けておつた次第であります。

○大矢正君 けさの朝日新聞で谷村公取委員長はこう言つておられますね。「秩序ある輸出」の体制づくりには、政府がなんらかの形で介入すればいい、と考へているのか」といふ質問に対して、「そのへんは微妙だが、要するに、法律に違反しない形で政府が認めたものはいい、ということだ。業

者同士が「秩序ある輸出」と称して、ヤミのカルテルを結ぶのは、断じて認められない。「問題はそれから以降です。政府が一枚かめばいい」というのは、政府はその業界の利益ばかりでなく、広く一般国民、他の関連業界などの利害も考え、全体の調和をとることが出来るからだ。貿易は自由を原則とすべきだが、どうしてもその自由を規制する必要があるなら、政府が責任を持つべきだ。だから本来、秩序ある輸出は政府ベースの話だと思ふ。と、こう答弁されているわけです。これをあなた読んで、どう感じるを受けられますか。

○政府委員(佐々木敏君) 公正取引委員会委員長のその御判断、お考えというものは、私どもも全くそのとおりで、かように考えます。

○大矢正君 そのとおりなら、なぜこういうことにならないようにあなた方は処置できなかったのかということも含めて私は聞いて置るわけです。

田中通産大臣が、それこそ無理やり首根っこを押えて、アメリカにとかく物を売っちゃいかぬという協定を結んだわけでしょう。それはそれだけ業界に響いてくるんだから、業界は別なことを考えなければならぬとすれば、やはりそこに一方ではそういうことをするかわりに、今度は他国に売る場合において、他国との間のトラブルを起さない。すなわち、秩序ある輸出をするためには、政府が乗り出していけばそれは独禁法の違反にならないんだから、政府が介入をすれば、ということなんだから、今日の繊維業界の不況その他を考慮して、なぜこれが政府の手によって行なわれなかったのかということをお聞きしておる。

○政府委員(佐々木敏君) 先生から御指摘を受けるまでもなく、繊維貿易の秩序ある方向につきましても、政府として責任のある方向につきましても、あつたかと思つておるわけですが、ただ繊維業界、申し上げるまでもなくメーカーと輸出商社との関係、あるいはメーカー間における、今回は大企業の化繊メーカー、紡績メーカーであり、すけれども、大企業と中小の加工段階のメーカー、

いろいろな複雑な体制でございませう。輸出業者のカルテルあるいは国内取引のカルテル、いずれもなかなか現実問題として、政府が勧告をしまして、その業界に対してカルテルを結ばせるといふことはなかなかむずかしい問題であつたのであります。今回、対外経済調整法にも一応その勧告規定を盛り込んでおるわけでありますけれども、現実問題、従来におきましては繊維業界は、ただいま申し上げましたような複雑な業界の実態でありまして、十分指導が困難であつた次第でございませう。

○大矢正君 これは最後に成りますから大臣にお伺いしますが、いま私と繊維局長との議論のやりとりの中で、問題は、繊維としてはいま公取委員における立ち入り検査という問題取り上げられておりますが、先ほど来申し上げておりましたとおり、これはもう数え上げれば切りのないほど、とにかく自主規制その他の名のものと異なる形で、一見自主規制という聞こえのいいことではあるけれども、秩序ある輸出といふことが適切であるかどうかはわからぬが、相手国の業界の反発にあつたような形においてどう調整をするかという意味において、いまの独禁法にいう国際的な、国際カルテルのほうはもとに紙一重の状態であることもやられておる。単に繊維だけに限らず、全体として通産大臣は秩序ある輸出という問題と、いまの独禁法のカルテル条項と、国際カルテルの条項と合わせて考えてみて、何らか考へることがあります。感ずることあります。あるいはこうすればいいんではないかと思つておる。何らかの構想はありますか。

○國務大臣(田中角榮君) 独禁法という法律や組織があるわけですが、反面、国際的な問題として、輸出秩序の確立といふことは世界的に望まれることであり、要請されることであります。ですからまあ独禁法違反か、もしくは許されるカルテル行為かといふことは、これは政府が介入しているかどうか、行政指導によるものかどうかと言つておる谷村公取委員長の考へ方、また大体筋はさうだなどという感じでありませう。しかし、今

度の立ち入り検査によってどういう状態が明らかになるか、これは通産省そのものは検査の結果を待つ以外にないわけですが、今度の立ち入り検査を契機にして、やはり公取としての、公取の持つ法律上の問題と、それから輸出秩序の確立という問題でどこまで調整しなければならぬのか、そこまでは当然やつていけるのだ、やらなきゃならないのだと、やつていけるのだというよりもやらなきゃならないのだといふことが、多國間交渉だとか二國間交渉やつていけると起つてくるわけです。自主規制などどうやらやつておるわけですが、相手の國から要請されて自主規制をやらなければいかぬといふこともあるわけですから、ここでやっぱり独禁法の問題自体に対しても整備をしなければならぬと思つておる。今度の立ち入り検査を契機にして、通産省も公取との間に意見の調整ひとつ勉強したいと思つておる。これは実際どこまでいってこると紛糾してまいりまして、法律の適用そのものもできないという状態がたゞ今現に存在いたします。私どももそう思つておる。だからさういふ意味で、今度の問題を契機にして法制上いまの対外経済調整に関する臨時措置法を出しておりますから、ですからさういふものの中で大臣が勧告権を持つとか、調査権、調査を行なうとか、それから報告義務、情報提供を求めるとか、いろいろな問題がありますけれども、それよりも一歩進めると、やはりいまの法体系にある公取そのものの法律の限界と、それから行政指導によるもの、自主規制等によって許されるものといふものを、やっぱり明確にこの際しなすやらないのだといふふうに考えます。

○大矢正君 大臣、これ関連のあることなんでお尋ねをしておきますが、まあ対外貿易を進める上においての法律的なよりどころといふようなものももちろんいまありますが、しかし、どうもいまの独禁法との関連を考へてみましても、現行の輸出取引における現存する法律では、今日のように非常に自由貿易が後退をしながら進んでおる中で適合させようと思つれば、無理な点が随所にあらわれてくる

のではないかと、したがって私は、独禁法との関連もさることながら、先般のような、たとえ日米繊維協定が政府間において結ばれるような結果が、言うならば、係争事件を引き起こすといふようなことにならないような意味においても、輸出の取引その他全般にわたつてまた対外経済関係の調整法でも申しませうか、さういふ全体にわたつての何らかの法律を、この際、日にちがかつてもできるだけ早くまとめて、やっぱり国会に提出して、混乱を将来に及ぼさないように考えるべきじゃないか。さうでないか、これは自主規制だ、これはカルテルだ、これは政府の権限外だ、行政権限外だから法律的にやらなきゃならぬと、非常に輸出取引上において混乱が生ずるので、私はさういふ方向も今後考へるべきじゃないかと思つておる。いかがでしょうか。

○國務大臣(田中角榮君) さういふ必要性を今度の立ち入り検査で十分感ずるわけでありませう。独禁法によるもの、輸出取引法によるもの、行政指導によるもの、自主規制によるもの、これはいろいろ必要な調整といふものがあるわけですが、さういふ問題があるにもかかわらず、やろうと思へば独禁法ではやれるのだといふようなことになると、非常に混乱するわけでありませうから、やっぱり経済調整といふ面から、おのずから限界を明確にするといふことの必要性といふのは当然起つてまいらぬと思つておる。

○大矢正君 次は、繊維局長にお尋ねしますが、三十日に藤井委員からも質問があつたように聞いておられますが、来年の九月に一応の期限が到来する例のLTAに関する問題、これは近く交渉が行なわれるはずでありませうか、さういふ態度をもつて臨もうと思つておるのか、お答えをいたしたいと思つておる。

○政府委員(佐々木敏君) LTAの機関といたしまして、綿製品委員会が六月五日から三日間ジュネーブで開催されることになっておる。これは、実はLTAの取りきめでは、失効に先立つ一年以上前に関係國がその延長、修正、その他につ

いて会合することになっておるのであります。その規定に基づいて今回第一回目の会合が行なわれる次第であります。

その第一回目の会合は、いままでの慣行によりまずと、まず議題といたしました。これまではLTAの実績レビュー、それが中心になっております。しかしながら、先生御指摘のように、当然のことながら来九月三十日に失効いたしますとの問題につきましても、各国からいろんな意見が出ようかと思っております。わが国といたしましては、昨年十月にLTAの再延長の議定書にサインいたします場合に、ガット事務局を通じて、わが国としては再々延長には反対であるということ、ガット事務局から書面で関係各国に日本の意向を伝えてもらっておりますのであります。元来LTAは暫定的なものでありまして、わがほうとしては、自由貿易を原則とする日本の立場からは、これについては反対であるという筋論の立場は現在も変わっておりません。したがって、今回のCTCの会議におきましても、その原則的なわがほうの立場は継続して強く表明するつもりでございます。

○大矢正君 ここ数年来の日米間の化合織、毛に関する規制の交渉の過程の中で、将来は、現存するとうか、既存のLTAをさらに拡大をして、そうして米を含む全繊維の包括的な多国間協定というものを掲げてアメリカはおそらく進んでくるであろうということが当時からいわれておるわけで、これからLTAの交渉に入りますと、勢い、その中で包括的な繊維全般にわたっての多国間協定で強引に主張して行くことが懸念されるわけでありまして、その面については、明確にそれはもうはねのけるという強い態度で事務局は当たられる決意がおありかどうか、お尋ねをしておきたい。

しゃいましたような綿製品以外の毛、化合織、糸に関する問題につきましては、CTCにおいては、向で進みたいと考えておる次第であります。ただ、この全繊維につきましては先生御指摘のような問題につきましては、実は、かねがねガットの場におきまして、国際的ないろんな勉強会を——繊維の世界貿易、あるいは各国の繊維産業政策等についての勉強会をしようというふうな動きがございます。最近もガットで非公式な会合が数回行なわれたのであります。わが国といたしましては、繊維産業の今後を考へまして、国際貿易、あるいは繊維産業自体の勉強会であるならばこれはむげに断るべきではないというふうな態度でございます。しかし、この勉強会が将来逐次発展して、多国間取りきめ、貿易制限的な動きに発展するのを絶対に避ける必要があるわけであります。私もその点につきましては十分な配慮と、また、その条件を明確にするように、ただいま鋭意努力中である次第であります。

○大矢正君 最後に、無登録織機の問題についてお尋ねをしますが、綿スフ関係の織機は産地、業界の、また組合の非常な努力によって効果的とうか効果的にその解消が推移しているわけでありまして、綿・人絹関係も、まあまあ綿スフよりも悪いが比較的どちらかといえは進行している。どういいうわけで毛の関係の織機だけがおくれているのか、あるいはやる気がないのか、この点についてお尋ねしておきたいと思っております。

○政府委員(佐々木敏君) 御指摘のように、無登録織機、いわゆるやみ織機が、綿スフ、綿・人絹の織機は登録織機の一割程度でありますけれども、毛の織機は登録織機の一割程度、三、四割程度という非常に大きなやみ織機があるのであります。その原因につきましては、私も、いろんな複雑な事情がございます。私ども、いろんな複雑な事情がございます。私ども、農民の方が土地を売却して、それによって一台、二台というように織機を入れたということも、ここ近い時代におきましては大きな原因であったかと思うのであります。そのほかにももちろん一般的な毛製品の季節による大幅な需給の動き等もございまして、流行の変遷ということによりまして、業界の体質ともございまして、あるいはまた組合の監視体制についての組合自体としての困難性といえますか、そういったこともあるかと存するのであります。いろんな複雑な事情がその他にもあるようでありまして、私ども、そういった関係から、綿スフ、綿・人絹とは相当違ったやみ織機の実情でございます。

りに芽が出ていない段階で水をかけられるということになったら、これは座して政府間協定あるいは多国籍協定を待てど、向こうの思うつぽになるじゃないか、こういうふうな受け取られてもやむを得ないか、だから私は、いままでの通産省の業界に対する行政指導、それと公取が企画するもの、それは明らかに私はギャップがある。一体それじゃどうしたらいいんだと、オーダーマーケット、それをどうしたらいいか、手だてはどうするんだ、こういうところまで発展していかなければならぬ。こういう点について、先ほどの御答弁ではちょっとまだもの足りぬのじゃないかという感じがしますので、いま申し上げたような観点に立つての御答弁をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(田中角榮君) 独禁法に基づいて公取が立ち入り検査をした、これはいま法律行為をやっておるわけでありまして、通産省としては、これは推移を待たなければならぬということでございます。しかし、これを契機にして、いま御指摘になったようないろいろな問題に対して検討を必要とする。検討だけではなく、ある意味においては整理を必要とするということでございます。まして、まあこの国会には、輸出市場の確立のために新しい大臣勧告や情報提供というような法律条文さえも用意しておるのでございますから、やはり今度の問題を契機にして、対外経済調整に関する何らかの法律的措施が必要かもしれませんというところまで申し上げておるわけです。これはまあいままでは安い品物、いい品物を安く入れるというところが各国内でも望まれておつたのが、今度はいい品物でも安ければダンピング法によって取り締まるということになっておるわけです。適正価格に価格を上げなさいと、こういうこともあるわけですが、また日本などにおいては、輸入価格を引き下げるために国会で議論しておる。総代理店制はいかぬのだ、何で中間搾取、中間マージンがこんなに高いのか、これは物価問題から見ればそういうことではございますが、アメリカなどにお

いては、日本の品物が日本における国内価格よりも安く売られておるといふことでもって問題を起こしているわけですが、ですから、当然業界別に業者同士でもって協定をして自主規制を行なう、これも国際的な慣行にもなつておるわけです。しかし、現に独禁法でもっていろいろな条文もございまして、いま立ち入り検査をやられておる。これは法律上の行為をやつておるわけですから、これに対してどうしようというわけにまいりません。ただ、一番最終的な結論が出る前には、この種の問題に対して通産省の見解も述べるといふことがあつて当然しかるべきだと思ひます。ですからこの問題を契機にして、独禁法によるカルテル、輸出入取引法によるもの、自主規制によるもの、特に通産省が行政指導でやるもの、いろいろあるわけでありまして、そういうものでこれは未端にいくと非常に紛糾する問題が多いと思ひます。ある時期においてはこれを政府は奨励する、ある時期においては同じ政府機関である公取は取り締まる、こういうことになるわけです。ですから、そういうことがやばりないようにならざるを得ないならばならぬなら整備をする、で、また、けじめをつけるなら区画整理を行なうというように必要が十分存在いたします。こう述べておるわけでありまして。

○委員長(大森久司君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御発言もなければ、討論はないものと認め、これより直ちに採決に入ります。  
特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。  
〔賛成者挙手〕  
○委員長(大森久司君) 多数と認めます。よつて、

本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
竹田現照君から発言を求められておりますので、これを許します。竹田君。  
○竹田現照君 ただいま可決されました特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党共同提案による附帯決議案を提出いたしましたと思ひますので、御賛同をお願いいたします。案文を朗読いたします。  
特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)  
わが国繊維産業が、最近における内外の厳しい経済環境に対処しつつ、安定した成長を遂げ行くためには、今後二年間の構造改善事業において、その体質を抜本的に改変する必要がある。よつて政府は、本法施行にあたり、今後あるべき繊維産業のビジョンを早急に確立し、従来より一層強力な諸施策を集中的に講ずるとともに、次の諸事項についても検討を加え、速やかに遺漏なき措置を講ずべきである。  
一、織布業の構造改善の実効を期すため、無籍織機の実態を明らかにするとともに、これが登録・廃棄・消滅等については適切な処理を行なうこと。  
一、やむなく転・廃業する中小業者に対しては、転換先産業の指導及び離職者対策について十分の措置を講ずること。  
一、振興基金は、繊維産業全体の寄与するよう効率的に運用すること。  
一、振興基金へ拠出する出金金については、税法上これを必要経費、又は損金算入する措置を講ずること。  
一、一九七三年九月末の国際綿製品長期取極期限切れを機に、化合織・毛を含む全繊維を対象とする多国籍協定に切替えようとの動きがあるが、これを回避するよう努めること。  
右決議する。

○委員長(大森久司君) ただいま竹田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。  
本附帯決議案に賛成の方は挙手を願ひます。  
〔賛成者挙手〕  
○委員長(大森久司君) 多数と認めます。よつて、竹田君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。  
ただいまの決議に対して田中通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田中通商産業大臣。  
○國務大臣(田中角榮君) ただいま御決議いただきました附帯決議に對しましては、政府といたしましてはその趣旨を尊重し、万遺憾なきを期する所存でございます。  
○委員長(大森久司君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。  
○委員長(大森久司君) 次に、工業再配置促進法案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。  
まず、工業再配置促進法案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。田中通商産業大臣。  
○國務大臣(田中角榮君) 工業再配置促進法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。  
戦後のわが国の経済社会は、工業化と都市化を基調として成長、発展を続けてまいり、その結果国民の生活水準は著しく向上いたしました。しかしながら、成長、発展の過程において国土面積の二〇%にすぎないいわゆる太平洋ベルト地帯に工業生産の七〇%強、人口の五〇%が集中をし、一方では人口の著しい減少と財政窮乏に悩む市町村が全市町村の約三〇%にも及ぶに至り、これに

より住宅難、交通渋滞、環境悪化等の過密問題と、過疎問題とが同時に発生しておるのが現状であります。

こうしたいわば国土資源の片寄った利用による諸弊害を是正し、今後とも長期にわたってわが国経済社会の活力を持続し、国民生活の向上をはかつていくことが、われわれに課せられた重大な使命であると考えます。

本法案は、かかる見地から工業生産の全国的な標準化の促進を柱として国土利用の再編成を進めるため、工業が過度に集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場移転及びその地域における工場の新増設を環境の保全と雇用の安定に配慮しつつ推進しようとするものであります。

次に、本法案の概要について御説明いたします。  
第一は、工業再配置の基本となる移転促進地域と工場の誘導をはかるべき誘導地域を定めることとしておることです。移転促進地域は、大都市とその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高い地域について、また、誘導地域は、工業の集積の程度が低く、かつ、人口増加率の低い地域について、政令で定めることとしております。

第二は、工業再配置計画を策定し、公表することとしておることです。この計画は、目標年度における工業の業種別、地域別の配置目標、移転促進地域から誘導地域への工場の移転に関する事項、環境の保全に関する事項等について定めるもので、今後の工業再配置政策の基本となり、また民間企業の立地に関する指針としての役割りを果たすものであります。

なお、計画の策定にあたっては、新全国総合開発計画その他各種の地域振興計画、農村地域工業導入基本方針等と調和のとれたものとなるよう十分調整をはかることとしております。

第三は、移転促進地域から誘導地域への工場の移転及び誘導地域における工場の新増設を促進するための税制上、財政上、金融上の措置を講ずる

こととしておることです。  
まず、移転促進地域から誘導地域へ移転する工場については、移転計画の認定制度を設け、この認定を受けた場合は、企業に対し償却の特例を認めるとともに、固定資産税の減免をした地方公共団体に対し減収分の補填措置を講ずることとしております。

また、財政上の措置といたしましては、誘導地域において企業が立地した場合に、主として市町村に交付される工業再配置促進補助金、地方公共団体等の造成する工業団地に対する工業団地造成利子補給金を昭和四十七年度予算において計上しております。そのほか、誘導地域における産業関連施設及び生活環境施設の整備の促進等に関し所要の規定を設けております。

なお、本法に關連いたしまして、工業再配置促進対策の重要な部分を実施させるため、現在の産炭地域振興事業団を改組拡充して工業再配置・産炭地域振興公団とすることとし、別途産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案を提案いたしておりますので、よろしく御審議賜りたいと存じます。

以上が本法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願いをいたします。

○委員長(大森久司君) 次に、本法案については衆議院において修正が加えられておりますので、この際、衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員武藤嘉文君から説明を聴取いたします。武藤衆議院議員。

○衆議院議員(武藤嘉文君) 工業再配置促進法案の衆議院における修正点につきまして、御説明をさせていただきます。御説明をさせていただきます。

修正の第一点は、第一条の目的及び第三条工業再配置計画の規定の中で「環境の保全」というのを、「環境の整備その他環境の保全」に改めたことであり、これは、環境の保全の意味を政府原案よりもさらに明確にしたものであります。  
第二点は、第三条の工業再配置計画の規定につ

きまして、この計画が産炭地域振興基本計画との調和が保たなければならないことを明文化いたしますとともに、この計画の推進にあたって関係都道府県知事の意見が無視されることのないよう、その意見の申し出について新たな規定を設けたこととあります。

第三点は、第五条の規定につきまして、認定要件として環境の整備その他環境の保全に配慮されていることを明記いたしますとともに、認定に際してあらかじめ工場の移転先の地元地方公共団体の意向を確かめておくため、移転計画を提出する場合には、当該誘導地域の都道府県知事の意見書を添付しなければならないこととしたこととあります。

第四点は、誘導地域におきます工場用地の造成につきまして、環境の整備その他環境の保全に配慮して行なうようつとめなければならないこととする一方、移転促進地域における工場の移転と地の利用につきましては、公共の用途その他住民の福祉の増進に資する用途に利用されるようつとめなければならないこととするため、第十一条及び第十二条の規定を新設したことであります。

以上が衆議院における修正の趣旨であります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 次に、補足説明を聴取いたします。本田企業局長。

○政府委員(本田早苗君) 工業再配置促進法案につきまして、その提案理由及び要旨を補足して御説明いたします。  
本法案は、特定の地域に工業が集中していることに伴う経済的社会的弊害を是正するとともに、国土の均衡ある発展をはかることがわが国経済社会にとって緊要であることにかんがみ、過度に工業が集中している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転及び工業の集積の程度が低い地域における工場の新増設を、環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進し、全国的な工業の再配置をはかることとしております。  
次に、本法案のおもな内容について御説明いた

します。  
第一は、工業再配置の基本となり移転促進地域と誘導地域を定めることとしておることとあります。移転促進地域は、大都市とその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高く、当該地域内にある工場の移転をはかることが必要な地域として政令で定めるものであります。具体的には、当面首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域をこの対象とすることが適当かと考えております。また、誘導地域は、工業の誘導をはかるべき地域として、工業の集積の程度及び人口の増加の割合を勘案して政令で定めることとされておりますが、北海道、東北、北陸、山陰、四国、九州、沖縄の地域の道県及び若干のその他の県、並びにこれらの県に連接する市町村で工業集積程度が類似のものを指定することを考えております。なお、誘導地域に指定された道県内であっても、人口の規模が相当大きく、工業集積度が高い都市の区域は、誘導地域から除外することとしております。

第二は、工業再配置計画を策定し、公表することとしておることとあります。この計画は、新全国総合開発計画において示された方向に基づき、これを工業の面で推進するという観点に立つものであり、高速道路網、新幹線網等のネットワークの形成に呼応し、工場の分散及び遠隔地立地を推進することをそのねらいとして定めるものであります。工業再配置計画は、法律施行後、関係省庁等と協議の上定めることとなりますが、工業再配置計画におきましては、目標年度における工業の業種別及び地域別の配置の目標、移転促進地域から誘導地域への工場の移転に関する事項、誘導地域における工場の新増設に関する事項、誘導地域における工場の新増設を環境の保全と雇用の安定に配慮しつつ推進するよう観点から、計画の重要事項として環境の保全と労働力需給に関する事項を記載するとともに、計画の諸目標は、これらを前提としたものとして定めることとしております。

第三は、移転促進地域から誘導地域への工場の移転及び誘導地域における工場の新増設を促進す

るための税制上、財政上、金融上の措置を講ずることとしておこなうこととあります。

まず、移転促進地域から誘導地域へ移転する工場については、通商産業大臣及び事業所管大臣による移転計画の認定を受けることができることとし、この認定を受けた場合には、その移転前工場の事業用減価償却資産を認定計画において廃棄または譲渡するものとしている場合においては、その資産につき償却を加速して行なうたときには、法人税または所得税の課税について特別の措置を講ずることができるよう租税特別措置法で措置されることとなっております。また、認定を受けた移転計画に従って工場を移転した事業者については、地方公共団体が固定資産税を減免した場合に、国はその減収額について三年間地方交付税に充てて補てんすることとしております。

財政上の措置といたしましては、誘導地域における工場の立地を促進するための工業再配置促進補助金、地方公共団体等の造成する工業団地に対する工業団地造成利子補給金を昭和四十七年度予算に計上しております。工業再配置促進補助金は、移転促進地域から誘導地域に工場を移転した場合に当該企業及び移転先地元市町村に、誘導地域に工場を新増設した一定の場合には地元市町村に交付されるもので、いずれの場合にも使途は環境保全施設、福祉施設の建設費に限定することとしております。

そのほか、本法案に関連して提案しております産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案により、産炭地域振興事業団を改組拡充して工業再配置・産炭地域振興公団とすることとしておりますが、同公団に、移転資金の融資及び工場あと地の買い上げ、中核となる工場用地の造成等の事業を行なわせることとしております。

以上のような措置を実施するため、昭和四十七年度においては、年度下期から措置を実施するものとして、工業再配置促進補助金、工業用地造成利子補助金等として一般会計予算五億圓を、また、工業再配置・産炭地域振興公団の業務のため産業

投資特別会計からの出資金四十五億圓、資金運用部資金からの借り入れ金五十億圓及び政府保証による借り入れ金五十億圓を計上しております。

以上、簡単ではありますが、法案の提案理由及びその要旨につきまして、補足御説明申し上げます。よろしく御審議を賜わりたく、お願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 次に、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。田中通商産業大臣。○國務大臣(田中角榮君) 産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

戦後のわが国の経済社会は、工業化と都市化を基調として成長、発展を続けてまいりましたが、近時、過密・過疎の弊害が顕著になってきており、今後とも長期にわたってわが国経済社会の活力を保持し、国民生活の向上をはかっていくためには、太平洋ベルト地帯、特にその大都市圏に工業と人口が過度に集中している現状を改め、各地域の開発可能性に対応した国土利用の再編成をはかることが急務となっております。

かかる観点から、地域開発の主導力となる工業に着目し、昭和四十七年度から新たに各種の工業再配置対策を推進するため、別途本法案とともに工業再配置促進法案を提案している次第であります。

工業再配置促進対策におきましては、工場の移転関連融資、工場用地の造成等の諸施策が重要な役割りをなうこととなりますが、これを円滑かつ効率的に実施するため、現在内容的に類似した業務を行なっている産炭地域振興事業団を改組拡充して工業再配置・産炭地域振興公団にいたしたいと考えております。

御高承のとおり、産炭地域振興事業団は、昭和三十七年に設立されて以来、石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の計画的な振興をはかるために必要な業務を積極的に行ない、産炭地域の振興に多大の貢献をしてま

いりました。今回の改組、拡充により公団は、従来の産炭地域振興事業を積極的に推進するほか、新たに工業再配置事業を行なうこととしたいと考えている次第であります。

次に、本法案の主要な内容について御説明いたします。

第一は、産炭地域振興事業団を工業再配置・産炭地域振興公団に改組拡充するため、名称の変更、役員増員等所要の改正を行なうこととして行なうこととあります。

第二は、この公団に、工業再配置業務を新たに行なわせることとして行なうこととあります。工業再配置業務とは、まず、過度に工業が集積している地域内にある工場を工業の集積の程度が低い地域に移転しようとする製造事業者に対し、移転資金融資を行なうとともに、その工場あと地を買い上げ得ることとして行なうこととあります。次に、工業の集積の程度が低い地域において、地方公共団体の要請に応じ、地域発展の中核となるような工業団地を造成することとして行なうこととあります。

第三は、工業再配置業務と産炭地域振興業務をそれぞれ積極的に進めるため、両者を明確に区分し、所要の規定を設けることとして行なうこととあります。

以上が産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 次に、補足説明を聴取いたします。本田企業局長。

○政府委員(本田早苗君) 産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を補足して御説明いたします。

御高承のとおり、産炭地域振興事業団は、石炭鉱業の不況がひたひた炭鉱に従業員及びその家族にとどまらず、炭鉱を中心として形成されてきた地域の経済、社会に深刻な影響を及ぼすことにかんがみ、石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域において、石炭鉱業にかかわる鉱工業等の急

速かつ計画的な振興をはかるために必要な業務を行なうことを目的として昭和三十七年に設立され、自來、産炭地域の振興に多大の貢献をしてまいりました。

このたびの工業再配置促進対策を推進するにあたって、その重要な施策である工場の移転関連融資、工場用地の造成等に関する業務を円滑かつ効率的に行なう必要があるが、それには、従来類似の業務を行なってきた産炭地域振興事業団を改組拡充して工業再配置・産炭地域振興公団とし、同公団にこれらの業務を行なわしめることが適当であると考え、本法案を提案することとした次第であります。これにより、公団は新たに工業再配置促進事業を行なうこととなりますが、産炭地域振興事業については従来同様、積極的に推進することとして行なうこととあります。

次に、本法案のおもな内容について御説明いたします。

第一は、名称の変更であります。公団は、工業再配置業務と従来からの産炭地域振興業務をそれぞれ重要な業務として行なうものであることから名称も二つの業務を並列して、工業再配置・産炭地域振興とし、事業規模が飛躍的に拡大するため、これを公団とすることとして行なうこととあります。

第二は、公団の業務として工業再配置業務を追加することとあります。工業再配置業務のうち、移転資金融資は、過度に工業が集積している地域内にある工場を工業の集積の程度が低い地域に移転しようとする製造事業者に対し、当該移転にかかる工場あと地の評価額の八〇％以内で移転資金を融資するものであり、金利は六・五％、貸し付け期間は原則として三年とすることとして行なうこととあります。また、当該工場あと地が売れない場合は、公団はこれを買取ることもできることとして行なうこととあります。さらに、移転に伴う運搬費、撤去費等の運転資金についても、金利七・〇％、貸し付け期間原則三年の条件で融資することとして行なうこととあります。

工業再配置業務の第二は、工業の集積の程度が

低い地域において、地方公共団体の要請に依りて、当該地域への工業導入による地域発展の中核となるような工業用地を造成し、これを管理及び譲渡することでありませぬ。ここで、工業用地の造成を地方公共団体の要請があつた場合に限るのは、地域の振興を任務としている地方公共団体の計画的な地域振興策を尊重するとともにその積極的な協力によつて効率的な造成を行ふ必要があるからであります。また、公団が造成する工業用地は、単に工場の敷地として用いられるものにとどまらず、工業用地を職住近接の魅力ある地域社会として建設するとの観点から、工業用地とあわせて住宅、道路等の施設の敷地も造成できることとしております。

本法案の内容の第三は、組織の充実整備であります。産炭地域振興事業団を改組、拡充するに伴い、理事長を廃止し、總裁一人及び副總裁二人を新設するとともに、理事三人以内及び監事一人以内の増員を行ふこととしております。さらに、公団の経理について、工業再配置業務と産炭地域振興業務をそれぞれ積極的に行なうことができるよう、また、産炭地域振興業務は石炭及び石油対策特別会計からの出資によつて、他方工業再配置業務は産業投資特別会計からの出資によつて、このことからも、両者を明確に区分経理することとしております。

以上、簡単ではありますが、法案の提案理由及びその要旨につきまして、補足御説明申し上げました。よろしく御審議を賜わりたく、お願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 以上で両案の提案理由の説明の聴取は終わりました。

○委員長(大森久司君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

工業再配置促進法案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ご

さいませぬか。

○委員(長)大森久司君 御異議ないと認めませぬ。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午前の審査はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時三十七分休憩

午後一時九分開会

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

工業再配置促進法案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、これより両案の質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○阿貝根登君 質問に入ります前に、せっかく衆議院から武藤さんがお見えになつて修正の御説明をいただきました。お忙しいと思ひますので、冒頭に質問申し上げたいと思ひます。

いろいろ御審議の上修正をされて、御説明いただいたのですが、第二点について、産炭地域振興の基本計画との調和ということで産炭地域を入れたのはまことにけっこうだと思ひます。しかしこの法律案見てみますと、近畿地区、関東地区、その他みんな入つておりますが、九州や四国というの一言半句も入つておられないわけなんです。おそれくこれは「その他法律の規定による地域の振興」云々と、これに入つておられるのだとお考えだと思ひます。しかし、せっかく産炭地域をここに挿入する修正をされるというのなら、どうして四国や九州というところがこれに入らなかつたのか、そういう点お伺ひしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(武藤嘉文君) お答えさせていただきます。

まあこの工業再配置計画というものは、先ほどの大臣からの提案理由の説明にもございましたように、太平洋ベルト地帯に七三%も集中しておるものを分散をしなければならぬと、このように発想から出ておるわけでございます。いま御指摘の問題につきましては、これは当然四国も九州も入るわけであるわけだと私も解釈をいたしております。ただ、この工業再配置計画の第三条の三項に産炭地域振興の計画だけを私どもを分散をしなければならぬと、このように発想から出ておるわけでございます。いま御指摘の問題につきましては、これは当然四国も九州も入るわけであるわけだと私も解釈をいたしております。ただ、この工業再配置計画の第三条の三項に産炭地域振興の計画だけを私どもを分散をしなければならぬと、このように発想から出ておるわけでございます。いま御指摘の問題につきましては、これは当然四国も九州も入るわけであるわけだと私も解釈をいたしております。ただ、この工業再配置計画の第三条の三項に産炭地域振興の計画だけを私どもを分散をしなければならぬと、このように発想から出ておるわけでございます。

いたしておるわけでございます。

○阿貝根登君 この3を讀んでみますと、確かに工業再配置計画は全国総合開発計画と首都圏、近畿、中部と、これが一番密集しておるところだと、だからこれを誘致地区に持つていくのだというところになりませぬ、北海道と沖縄が一番適当なところだというようにとれるわけなんです。そうであるから、これは四国開発もある、九州開発もある。それがなぜ入らなかつたのか。他の説明では大臣は、志布志湾なんかというの昔は連合艦隊が入つたところなんだと、あんなところに工場入つてこないのはおかしいんだ、ああいうところにどんどん伸ばすんだと、こういうことを言つておられるんです。そうすると、この補足説明の中には四国も九州もちゃんと入つておるわけなんです。しかし、それは一つの精神であつても、法の表にはそれが出てきておらないわけなんです。これは説明を聞けば当然わかるんです。全部並べにやいかぬかというところもあるでしょうし、一応これを並べておいて、その他はこれに準ずるんだと、その他にもあるじゃないかということもあると思ひます。沖縄と北海道とあるならば、四国や九州というのはなぜあつて悪いのかということになる。あんまり字句が多過ぎるからだ、そういうものじゃないかと思ひます。しかし、これはこのあと政府に御質問していきますから、まあせつかくお見えになりましたから、御苦心のほどはわかりました。もう私の質問はこれで終わりますから、どうぞ御自由にお引き取りください。

まず、産炭地域振興事業団が公団になつた、こういうことからひとつ質問していきたいと思ひますが、田中通産大臣になられてから、先般は石炭特別会計を石油石炭特別会計として、将来は、これは当然油に重点がかかつていくんだと、こういうような構想になつてきて、期限も四十九年じゃなくてさらに延ばすというところをお伺ひしておりますから、その点は別といたしまして、先般は石炭特別会計を油と一緒にまぜてしまつた。



今度は産炭地の振興事業団を工業の再配置と一緒にされた。そうすると、これは長い将来というよりも、重点がどっちにあるだろうか、こういうことを考えてまいりますと、産炭地というものは大体限られておる。いままでに、三十七年からです。やってくるに相当実績もあがっております。そうすると何かそれは、事情わからぬじゃないんです、わからぬじゃないけれども、それは行管の指示によって、もう外郭団体つくっちゃならぬということのために、ふやすんじやないんだというところでわざわざ事業団にくっつけられた。これをまた油と石炭じゃないけれども、非常に似ておるようだけれども、私はこの法の精神からいって少し違わんじやないか。どうしてこの違わぬを一緒にせよならぬのだと、こういうような考えを持つわけなんです、この点について、ひとつ大臣のお考えを承りたいと思います。

○國務大臣(田中角栄君) 産炭地振興が必要であることは、もう申すまでもないことだと思います。で、現に相当な実績をあげてまいっておるわけでございますが、いま工業の再配置の計画を新たに進めようという考え方に立って考えますときには、工業再配置というのは全国的なものでございまして、産炭地という局限されたものではございません。しかし逆に言うと、産炭地は工業の再配置を引き受ける側の一つであることは間違いないわけでありまして、ですから産炭地は、産炭地振興法の上で、全国的に見た工場を引き受ける誘導地域としての二つかぶつておると、こう見れば間違いないわけでございます。まあ産炭地は確かにいろいろな計画を行ない、土地を造成し、成績をあげてまいりましたが、これに工業再配置法が二重になり、しかも、一つの公団として合理的な調整を行ないつつ政策が行なえるとしたならば、いままで単独に産炭地振興だけをやっておったときよりも一体メリットがあるのかないのかと、こういうことを考えると、二重にしたほうがメリットがあるということになったわけでは、公団も一つにしたほうがいいと。それは産炭地の一つ

の例をとりますと、いままで造成はいたしました、それで、産炭地振興事業団は工場の誘致ということに對していろいろ運動しましたが、なかなか産炭地というところは、これは石炭山があつたというところで発達した地域でございますので、必ずしも産業立地としてすべてが優位であるというわけにはまいらない。水の問題とか、電力の問題とかいろいろの問題がございます。交通の問題もわかりであります。そういうことで産炭地振興だけでは、工場の用地もできたいろいろなことができませんでした、どうも来るものという、縫製工場とか、いままでの下請の下請のような工場で、国際経済の波動には耐えがたいようなものが多かった。そこで、産炭地というものを考えるときに、全国的にその地方全部の中で、この産炭地というものとつながりやをどうするかということが考えられるならば、産炭地への事業誘致もひとつ合理的に促進をされるだろう、こういう考え方が一つあります。

もう一つは、今度産炭地振興事業団が工業再配置・産炭地振興公団というように一緒になつて、ことしは十月一日から百五十億、これは平年度三百億というのがスタートでございます。しかし、実際はマルが一つ足りないと思っております。私が要求したときには三千億でございましたから、そういう意味では一〇%でスタートする。この制度が私は進んでいけば、これはほんとうに三千億からマルが一つも二つもつくような時代が出ておるわけであります。そしてきのうの朝刊に載っております、東京の環七から中に車を入れないというところで、入れることがいいのか、入れないことがいいのかという議論をしておりますが、そこに入れておかないということになれば、代替の地下鉄ができておられない限り入れざるを得ません。とめれば都市の機能は停止してしまふわけであり、それから、これは生産コストなどという問題じゃないわけでありまして、だから、光化学スモッグの問題一つ取り上げてみても、これは分散せざるを得ない。分散せざるを得ないというよりも、工場

も車も停止を要求しておるといふことが、もう現実の問題として起こっているんですから、私は、これはもうマルが二つも三つもつくと思つて、私、そうなる方向にありながら、ことしの仕事とすれば、新しい工場の再配置がすぐ行なわれるわけではないので、やはりスタートは産炭地からスタートしていくことになるであらう、こういう考え方が第二に考えられます。

第三はどうかという、美唄のようなどころ、いまの産炭地だけではなかなか工場がいかない。国家が非常に強い誘導政策をやってもらうならば、これは考えられます。そういう問題が重なつておるわけでありまして、そういう意味で、産炭地振興事業団というものを工業再配置・産炭地振興公団というものにしてやっていくほうが非常に合理的であり、この事業を推進するためにプラスになつてもマイナスにはならない。そういうことで、これを一つにしよう、こういうことになつたわけでございます。ですから、私は今度の工業再配置・産炭地振興公団というもので行なわれることによつて、産炭地振興事業団で行なわれることよりも強力になつていく、合理的になる、こういう考え方を前提にいたしておるわけでございます。

○阿興横登君 大臣の考えはよくわかりました、産炭地のいままでの企業誘致が企業ということよりも、産炭地のまあ若い娘さんとか、あるいは女の方を対象にしたような縫製工場が大部分であつた、全くそのとおりです。もともと炭鉱ができて町なり市なりが発展してきたところだから、確かに交通の便利もその他も悪いと思つておる。しかし、それでは産炭地とこの工場再配置とくるでしよう。おっしゃつたような利益もあるかもしれないけれども、実際私は、この提案の理由を読んで見まして、一方は産炭地の会計も何も別だ。一方はそういう石炭と別会計でまかなわれておる。一方は全く別で、経理も二つに分けてしまつておる。そうして今度は副総裁を頭に一つずつつける。その上に総裁が一つ頭にできてきた。そうなる

これは連合体ですな、一つのものじゃなくて。これは工場配置の法案、産炭地振興と二つのものを連合体にしてきたのです。産炭地は産炭地の人ややはりなさいよ、副総裁どなたになるか知りませんが、副総裁が産炭地のほうに一名出てくる。そうして工業再配置のほうに一人できる。その上に今度どなたが連合会長になる。何も産炭地振興事業団の事業が変わつたわけじゃないし、金がうんとふえたわけじゃないし、おそろしくいまの理事さんたちはそのままやっていたらどうしようと思つて、性格は、二つは全然違ひなつただけであつて、性格は、二つは全然違ひなつた。金の出どころも違ひますよ。会計も違ひますよ。長も違ひます。その上今度は副総裁というのも二人も置くのですから、一つの入れものじゃなく、二つの入れものを並立させて並べたもの。どうなつてくるか、大臣のおっしゃつたようなことでもありませんけれども、しかし、やはり全般的に見ておる場合に、これは石炭のあとでもいいけれども、それよりも大工場はこちらに持つてこなければならぬ。そうして、これの大体の考え方がこれは全部民間ですな。これはよろこばせて政府が許されたと思われくらゐ許可して。二、三日前もテレビで見ると、田子の浦のヘドロが十万吨しほつて、捨てるところがなくて、んやわんやだ。あと始末は全部政府なり、あるいは自治体があつた方がいいかぬが、それがぬぐえないから、一番犠牲をこうむつておるの、これは住民である。そういうことも言われるから、まあ産炭地に事業を持つてくるようにするのだというところはこじや言われるけれども、実際問題としてそれは、産炭地を最優先に持つてくるのだ、こういうことがはつきり言えるか、これもなかなかむずかしいのじゃないかと思つておる。そうしますと、実際は産炭地に持つてきたのだけれども、工場がなかなか来ないのだ。税制も優遇してやつた、財政措置もしてやつた、だけれども来ないのだ、こういうことで私は、自然に逆になつてしまふの

じゃないか。それで、この産炭地振興というものは、

もう目的にはつきり書いてありますように、炭鉱が閉山になった場合の自治体の今日の困窮がある。今後何とか復活しなければならぬということにしてあるのと、工場再配置というのは矛盾してくるようなことになってしまいます。しかもいま言われるように、一つと一つの連合体になっておるのだから、そういう点はどういふふうにお考えになっておられますか。

○國務大臣(田中角榮君) 産炭地というところは、ほんとうに先ほどから述べておりますように、必ずしも工業立地として最優秀の土地であるかといふことは、議論があります。議論がありますが、産炭地というものはそれなりの町を形成したり、村を形成しております。そうしてまた炭鉱があったのでありますから、終閉山をやったあとでも引き込み線が残っておるわけであります。用地があつたり、電力の引き込み線があつたり、また地形上の制約はあるにしても、それなりの労働者住宅があつたり、労働力は他に転出をしなければならぬほど質のいい労働力もあるはずでありますから、そういう意味で、政策よろしきを得れば産炭地に企業誘致ができる、またそうしなければならぬという政策——そうしなければならぬということは、政策を実行しておるの産炭地域振興事業団とこの工業再配置促進法案というものが、再配置計画というものに相反するものであれば問題がありますが、これは全く同じ方向なものでございます。しかも、工業再配置ということを進めていく過程において、産炭地域振興事業団だけで仕事をしておるよりもメリットがあるはずであります。それは、工場を追い出そうとしております。産炭地振興では産炭地振興だけやっております。このように工場を追い出すというほうの仕事はやっておらぬわけです。今度過密地帯から工場を追い出しましょうと。そして、これから増強される、生産が拡大される部面の生産施設は、都市に過度に集中をしない。追い出すような地域には、いまだですら困っておる地域に新

しく工場を増設されないようにしたいということでありまして、誘導地域に過密地帯から工場が出ていくだけではなく、新しく、日本の経済は一〇%ずつ年率成長するとすればどうあるかと、十五年後には四倍になるわけでありまして、少なくともいまから十五年間に三倍、いままる施設のふえる三倍分は過密地帯には持つていかないようにしよう、こういうことでありますから、そういう意味では、産炭地振興というだけではなく、この法律と一緒に、一緒に計画をすることによっていままでの産炭地計画よりはよくなること、こういうことが言えるわけです。これは大阪も非常に過密でございますから、大阪から——初めは奈良県などはベッドタウンだったのです。ところが、これからは下請工場もみんな奈良県や和歌山県に出ていってしまつて、しまいに大阪と同じになつてしまつておそれがあるから、これはやっぱりちゃんとして計画してやらなければならぬ、こういうことになっていきます。だから、追い出しと、それから新しく発生する工業施設というものを地方に定着をさせようという政策をあわせてやっておりますので、言うならば、産炭地域振興事業団の政策をあと押しをして、もっと助成をするような状態になるわけでありまして、そういうことでありますから、目的は同じだということでありまして、これを一つにすることが望ましいと、こういうことにはいたしましたわけでありまして、

これは、衆議院でもそういう御質問がございましたが、副総裁を一人にでもすると、全国的視野にだけ立ってやっておったのじゃ困るが、まあこれは異例ともいふべき副総裁二人にした。そして産炭地域振興事業団と工業再配置のつながりを密にしたがら総合調整をやるために副総裁を二人にしたということ、この種の法律ではたいへんよかつた、こういうことをはめられましたかね。私自身も、これは私が相当、行管では二人などといわず一人ですと、同じ仕事なんだからと言いました、とにかく、産炭地というものをどうしても重点的にやらなければならぬし、そ

ういう意味で副総裁は二人にしたいと、こういうことで最終的には行管も財政当局もこれを承認したわけでございますが、これは私は、とにかくこの法律が成立すれば、誘導地域として無条件に指定するところというのはいかかると、産炭地はほとんど無条件に指定されるわけですから、そういうことを考えてみて、これは非常にいい法律だし、私だけが自画自賛しておるのではなく、長いこと産炭地の振興問題で苦勞された皆さんの立場から考えると、これはひとつ新しい道を開くものだ。これで少しは前進すると、こう私は評価いただけるものだ。私自身はそういう考え方で産炭地域振興事業団を改組拡大することが、一番産炭地のためにこの法律のためにもいいことだと、こう考えたわけでありまして、

○阿興根登君 まあ田中通産大臣だから、おそれなく副総裁も二人とれたと思うのです。また、あなたのその考えだから、みんなそうだと思つてついでくると思うのです。ところがあなたが通産大臣やめたらどうなるかというのです。いままでこの種の法案が全部——これはあとで質問しますが、四つも五つも出しておいて、目的は全部同じです。同じ目的を持って大臣がかかるたびに一つの法律案が出てきて、そして都市の均衡だ、やれ均衡が片寄らないように、あるいは公害がないように、同じことを言われて、法律案が一つずつできてくるわけですね。それで私が言っているのは、産炭地域振興事業団と一緒にするよりも、同じ目的で表現も同じようなものがあるならば、そのほうがよくなかつたか、法律の問題としてです。しかも、大臣が言うのには、石炭が一人ぼっちで、それじゃ産炭地がうまくいかないからこのほうがいいんだと、こうおっしゃれば、なるほどそれはけつこうだと、こういうふうにお考えのわけですか。それまで法律案の中にも、衆議院で先ほどの三条の問題修正にはなりましたが、産炭地というのはいかに入つておらないわけですか。これは衆議院でも質問があつたやうですけれども、産炭地の審議会の意見を聞かなければならぬというのはいかに

にもないわけですか。だから言っておられる精神、あるいは補足説明の中に言っておられるのを聞くときよくわかるけれども、この法律案だけ見れば、あくまでもこれは一つ一つ別個のものであつて、そして将来は、まあ将来といへばそれは長い将来まで産炭地が、こんな、いつまでも残つておつたんじゃないか困るのですが、そういう心配が多分にあるわけなんです。

そこで、ひとつこれは石炭部長でもいいですが、お尋ねしたいのですが、先ほどちょっと大臣からも言われましたが、美唄のあと地は一体どうなりましたか。さらにまた、ことしが二千七百五十万トン、五十年が二千万トンと、そうするとあと二年間のうちに七百五十万トンの山がつぶれる。それに対する対策はどういふふうには産炭地対策として考えておられるか。いま閉山になつたところの産炭地の造成なり、買い上げなり、その他がどのくらい完了しておるか。そして、企業が縫製工場といわれております、私も知っておりますが、そのほかはどういう企業が出てきたか。これは労働省に質問いたしますが、この産炭地のあとの就職の状態は一体どうなのか。それから、生活保護に大部分が頼つておる地区があるが、一体、そういうところには企業が来るのか来ないのか。また、来た企業は一体どういふ企業なのか、その点ひとつ石炭部長と労働者のほうから御説明願います。

○政府委員(青木慎三君) まず一番先に、美唄のあと地のことについて申し上げますが、美唄の閉山がきまらして、その後企業家の視察団を現地に派遣いたしました、大体七社くらいの企業の進出希望がございまして、二十四万平米の団地に立地するといふ見通しになっております。今後も引き続きこの方向を続けてまいりますし、三菱グループにも進出の要請をしております。三葉産炭地への企業進出状況でございますが、三十七年から四十一年までに進出いたしました企業が三百三十一企業でございます。その後四十二年に百四企業、四十三年が八十三企業、四十四年が百四

企業、四十五年が百十四企業、四十六年百六企業というふうな推移をいたしております。

○阿具根登君 労働省、ちょっと聞き漏らしましたが、十九万三千六百人の閉山による失業者のうち、就職したのは十八万八千人、そうですね。  
○説明員(望月三郎君) はい。  
○阿具根登君 そうして、産炭地に持ってきた企業に就職したのは八千人ですか。  
○説明員(望月三郎君) そういうことでござい

ます。  
○阿具根登君 そうでしよう。大臣、これでもわかるでしよう。いま石炭部長のほうからは千二百八十五万平方メートル造成したんだと、しかもそのうちの六八・二%はもう売れちゃったと、私はびっくりだと思ふんです。よく売れたと思ふんです。

○説明員(望月三郎君) 昭和三十七年度以降四十六年度末までの実績を数字でお答えいたしますと、十九万三千六百人の求職者が産炭地で発生をしておりますが、その九七%に当たる約十八万八千人が再就職等の対策を受けて就業しております。これらの再就職者の中には、産炭地域振興事業団が行ないます融資事業による誘致企業へは約八千人くらいが再就職をしております。なお、このうち資本金が五千万円以上の企業への就職者はおおよそ三千人くらいではなからうかというように考えられます。

しかし、そこに来た企業は四十六年度で百六ですが、四十五年百十四、四十四年度で百四、これだけの企業が来ておるのに、いままで三十六年から今日まで十一年間にたった八千人、いかに激々たる企業が来ておるか。企業とも言えないようなものばかり来ておる。最近毎年毎年百何何来ておる。そうすると十八万八千人労働者が就職を世話してくれただけ。しかし、そのうちの八千人だけだから、あとの十八万人というのはよそへ出ていくことになる。ここは過疎になるんですね。だから、いまださども、大臣のことばで言えば、いまそうだから今度はいまよりするんだと、こうおっしゃるけれども、企業そのものは大きな企業は来ないんです。これは相当なことをしてもらわねば来ないです。帳面づらでは毎年百幾つもの企業が来るから、一人も失業者は出ないはずなんです。ところが、それに雇われる人というのはまことに激々たるもので、これは五千万円以上くらいの大企業を構想では、こっちは持つていくんだと、そうすれば小さい下請はついでくるのだと、こういう考えだとはよくは思わぬんです。そうでなかつたら焼き直しで、産炭地は名前だけ、企業はまだ百も、二百も来るでしょう。しかし、来るやつは女の二十人か三十人使うような、くつ下ついたり、メリヤスつくったりするような企業しか来ないのだ、そしてあまりにも賃金が安いから私は陳情を受けて、ある会社に交渉してみた。これじゃあまり安くないですか、何とかならないでしようかと言ったところが、大阪と名古屋と同じような賃金払うならこんなところに来ませんよと、こう言うのです。ここは労働力が余っているから、労働者の賃金が安いから来た、そうじゃなかつたら何のためにわれわれは何も慈善事業やっているわけでもないんですよ、われわれもこれで食っているんだから、賃金が安いからこっちは来たんであって、同じ賃金なら何でこんなないかに来ますか、名古屋が大阪でやりますよ、こう聞き直された。こういう考えが企業の持つておる考え方なんです。確かに企

業に徹すれば慈善事業じゃないんだから、もうかのために企業をやるのだから、そうすると来るのはそういうような企業であって、そして一番低賃金で一部の人が、女の人だけが仕事を、これはもう哀れな姿になると思うんです。これは大臣も私が言うよりよく御存じですよ。で、少しでも前向きに行こうじゃないかと言われる熱意は非常にありがたいと思うのです。しかし、私はいままで見てきて、大臣の熱意だけじゃとてもこれは産炭地はまた置いてきぼりだ、こう思うのですが、どうでしようか。

○国務大臣(田中角栄君) いまの御発言、大体私も同じ考えを持っておりまして、こういう施策を考えたいんです。これはしかも、私が考えたものは千億というのを考えた、特別会計をつくるということも考えた。それで十年たったら十倍になろうことを考えた。これは最低考えても、そういう思想を前提にしておいて、これを立案しているわけです。これはそうでない、いまださどももこの非常に小さな地域――東京、大阪、名古屋で五十キロの円を書きますと、三つ合わせた地域は全国土の二%、全国土の二%に三千二百万人の人が住んでおるのです。太平洋ベルト地帯に七三%の工業生産をあげておるといっておりますけれども、これよりも六十年展望のあの新全総計画をやったときのコンビニーターがはじいた数字を見ますと、六十年には全人口の八五%近くが都市に集まるでしよう。しかも東海道、山陽中心でございまして。そうなつちや困るのです。それは排中排除法も必要である、言うなれば工業の集中排除法である、これはそんな状態に置いて水が足りるわけありません。それから地価が下がることはありません。それよりも一番困るのは、生産コストが非常に上がるというの、交通が確保されない、労働者に住宅を提供できない、月給は相当上がっております。月給は上がっておりますが、都市の中では住宅が持たない、こういうことでございまして。そうすると当然生産コストは上がってま

いります。そこへ一番最後に王手飛車のような議論が出てまいりましたが、車の乗り入れができない、同時に路上もできない、地下鉄である。地下鉄は建設費の二分の一を税金で補助しても赤字である。キロ当たり七十五億から百億かかります。街路をあげようとするれば九三%から九四%は用地買収費である。そこへ光化学スモッグと、こういうことになっておりますから、これではほんとうにも地方に分散しそうなものですが、誘導政策と禁止政策をあわせて行なわないと、どうしてもやっぱりだめなものです。なぜかという、一つの工場を東京へ持ってくるために、その工場を運営していくために、国民全体から見るとえらい公共負担をやるわけです。東京と大阪でいま車が一台増車をすると、道路の維持補修費は千五百万円かかるんですから、驚くべきことであります。全国平均が五十万円を済む車一台に対する道路の維持補修費千五百万円を国民が負担しておる。そういう状態であっても、短日月の会社のバランスから見ると、それでもまだわしの計算は北海道の果ての稚内の工場よりも、どうもまだ人も集まる、まだベイをする。しかし、国全体の計算をすると、高度成長を続けていっても、いつでも皆さんに御質問をいただいておりますように、全然実現は上からないんじゃないかということになりまして、名目成長に墮落するおそれがある。それですら、これは分散をしなければならぬということになるわけなんです。それでも分散をするためには、誘導成は税制と金融と財政でやればいよいよいいです。今度度度東京や大阪に集まるところに集まらぬように、さなごだに混乱しているところに集まらぬように、困りますから、歯ごめの政策、それは住民税を引き上げるとか、水道料金が上がるとか、道路は無料ではなく有料になりますよとか、それから公害施設は非常に厳重に公害設備の投資を要求する、あたりまえのことだと思ふんです。それで、いまちやうど公害問題で新しい公害防止の施設の投資をしなければなりません。それで、ちやうど戦後四分

の一世紀たっているんですから、生産施設もみんな更改の時期にきておる。いま迷っておるんです。いまのところは投資をするか、そうでなく、加速償却圧縮記帳制度があり、政府も金を貸す、あと地も買ってくれるならば出ていこう。こういうこととございまして、この間政府が発表しました中小企業白書には、中小企業の二六％は直ちに移動をしたい、それで、なおその上に条件がそろえばというもので入ると五〇％移動したいと、こういうことをいっているわけでありまして、もう現実的にも経済的な面から見れば、べいしないという状態もございまして、そういう意味で、ちょうど国民全体が選択に迷っておるときに政策の方向を明らかにするということは、当然これは責任でございまして、そういう意味で新幹線、それから航空路、内国海運、それから高速自動車道路等の建設計画を明らかにして、地方との距離感をなくする。経済的にも計算ができるわけでございます。その上に、これ以上過密に拍車をかけるように都市に集中をしないように、しても損だということになり、都市は今度税率を上げて高い税金ということにならなければなりません。そういう意味でこれはスタートしたんです。ところが、初めはまあ財源であるところの法人税の暫定税率一・七五、これはことし勘定しますと大体千五百億円です。ちょうど超党派でもって昭和二十九年にガソリン税を目的税にしたために道路がよくなったと、これと同じ思想で考えたわけです。第二には自動車税をやりまして、第三がこれだったんですから、それで一・七五という税率、千五百億円を原資にして特別会計をつくれれば、同額は一般会計から入れなさいかぬ。それで三千億円になる。こういうことがスタートだったんです。そうすれば、これはもう私は、地方開発という小さな視野に立った問題ではなく、全国的な政策として二次産業の平準化、工業の再配置ということが強く推進されれば、その過程において産地振興もいまままでのスピードよりも非常によくなる。産地振興というのは、やはり産地地へ行ったほうが利

益になるという前提をつくらなければ行かないのです。これはそうなんです。だから、いままでの産地地でもちゃんと政策はありますが、これは産地地に誘導するときは、産地地に争って行くようなところではなければならぬ。だからそうなれば、私がいま言ったように、利益を追求しておる会社でございまして、低賃金は、ちょうど沖繩でもって紡績工場が低賃金だからやっておるので、本土復帰して本土並み賃金の平準化が行なわれるならば、沖繩の工場はみなやめましょうというのと同じことであって、そんな考え方で、そういうことを言わせるような制度では、産地地の振興も地方改善もできないと私は考える。そういう意味で、水もあるし、土地もあるし、炭鉱住宅もあるし、そこで生まれ育った人は、働くところがないから東京や大阪のきたないところに出てきているのである。生まれ育ったところはそれはわが郷土であって、職業があつて、東京や大阪で働くと同じ賃金が得られるならば、何も過密の中に出てくることはないのです。だから、政治の上ではそういう現実にも合うような政策をやはり先行せしめる、こういうことで私もこういうものと取り組んだわけでありまして、これは私たちが通産省として取り組むのはあたりまえなんです。通産省は公害の発生源である、人殺しである、いわれつつ、通産省はこの程度の政策を用意しないと、その責任を果たすゆえんではない、こういうことなんです。ですからそこをひとつ御理解いただきたい、こう思うのです。

○阿貝根親君 大臣、いま言われましたようにですね、通産省が昨年十一月に行なつた資本金五千万円以上のいわゆる大企業を対象とした、過密公害地域からの工場移転の希望を持っている企業についてアンケート調査をしたわけですね。移転の希望ありと、計画ありといつて答えた企業は一〇％しかなかったですね。しかも、この企業の状態はほとんど公害でたかたかおる、公害を発生しておる企業なんです。だから、これはとても大臣が言われるように、大臣の考え方は私は了解できるとは、非常に賛成なんです。しかし、当初言われましたような、まあ悪いことばで言えば、衆議院の中ではもう大臣もお聞きになったであろうけれども、田中さん一番実力大臣であつて、大きなふるしきを広げてものを言うのに、この場合にはハンカチになつてしまつたじゃないか、なぜ大ぶろしきをそのまま広げなかつたかということとで、三千億円が三百億円になつたということだと思つたんですね。われわれだつて、まあ田中通産大臣になつて、いままでずっとやってきてできなかったやつを、抜本的にここで歯とめをやるうと、そしてわれわれは、今度の通産省の目玉商品だ、こう言われたから、少なくともおっしゃるようマルがもう一ちよう多く出てくると思つたんです。そうしないと、確かに大臣が考えておられる気持ちはわかるけれども、結局それでは魅力がない、気持ちはわかるけれども、まあ産地地に行くだけの勇氣は持たない企業は、こうくると思つたんですね。これは英国でもフランスでも見てみると、その企業に対しては、いま大臣が出しておる気持ちは同じだけれども、出しておられる予算と比べたら雲泥の差がある。そのままだにはならないと思つたけれども、非常にその大臣の考え方を進めなければ、これはどうにもならぬと思つたんです。しかし、これではどうしても私は、またもう一回今度は新々というんですかな、というものをつくらなければならぬようになってくるんじゃないか。たとえはどちらが先か、何かということになりますけれども、まあ過密地域になつてくるから、道路もよくなり、広くせい。新幹線もつくれというところで、私も鉄道審議会の委員ですが、大臣も長くやっておられたんですが、今度北海道から九州までできるようにはなりませんでしたけれども、山陰のほうはどうなのか。ここは工場も少ない、人も少ないから、まだまだ計画もない。そうすると、わざわざ過密都市をつくっていくような政策をまず考えたわけなんです。そうしてそこに人間が集まってくる。そうすると、これ以上集まってくると税金が高くなりますよ、生活費が

高くなりますよといつて、しわ寄せはその住民にくる。だからまず、そういう大きな写真をかいたならば、やはりいま過疎のところにとり道鉄道を持つていったならば、そうしたならばどういふ企業が来るだろうか、この問題を考えなくて、企業が来たから鉄道を引かなければならない、人が集まってきたから土地が高くなつたというのは逆だと思つたんですね。逆にしなかつたら、あとあと追つかけていくから、結局金はほうりつかかるし、ずつとできたあとと整理を追つかけていくだけだ。だから物価も上がってくる。賃金が上がつても少しも生活がよくなる。せつかく実力ナンバーワンの田中大臣ですから、そういういまま踏んできたわだちではなくて、ほんとうに歯とめになる抜本的なそういうものを私は非常に期待したわけなんです。しかし、もうこの段階になつて十倍以上といつても、これはできつこないですよ。だから何か、大臣の考え方はわかるのです。考え方はわかるけれども、これに考え方の一部がにじんでいることも私はわかります。しかし、これでは結局、先ほど申し上げましたように、あと整理だけで、そうしてまた過密と過疎が出てくると、こういうふうに感じるのですが、それは何とかならないですか、そのところ。

○國務大臣(田中角榮君) いままでというのは御指摘になつたとおりです。これは国民の税金を使うのだから、投資効率の高い使い方をしなければならぬ。これはもう学問的にも現実的にもそうだったので、私は大蔵省に三年おりました、大蔵省のいろいろな書類をひかき回してみたいです。明治から百年間で先行投資、道路をつくれば人は集まる、車は多くなる、それから工場敷地をつくれればそこへ工場は来るのだ。鉄道の駅をつくれればそこへ町ができるのだ。これはたつた一つしかありませんよ。これは何があつたかといつと、太政官布告というので、北海道開拓のために必要な公共投資は全額国が負担するという鮮烈な政策であります。これは法律も何もないのです。しかし、そのたつた一条の条文によつて、北海道は九

十年間で三万九千人から五百二十万人になったのです。そのかわり北海道の鉄道も全部赤字です。当分まだ赤字なんです。しかし、鉄道の赤字の累計の何千倍、何万倍も北海道は発展をし、国民総生産に寄与している。これは言うまでもないことなんです。この政策にたつた一つだったのです。あとは全部あなたの言うあと追い投資なんです。ただ法律が、国道は、一日車が三千台以上を国道という、こういうような基準がもうそうなんです。年間の荷揚げが何十万トンをかきなければ重要港湾には指定しない。ですから、町があると、一日の乗降客はふえるからホームを長くする、裏口をつくるということであって、それは過密の悪循環につなげてきたことも事実なんです。そのとおりなんです。ですから、今度土地、公害、水、労働力、四十七年対比六十年で若年労働力は三〇%しかふえないのです。そういう状態にぶつかってきて初めて国民だれも考えなければならぬというので、政府が考えたのが新全総計画でございます。

新全総計画も結局は一つの方向を、自然発生を認めておいたわけです。それに少しの修正をしたのが若小牧であり、いまの鹿島であり、それから四日市であり、水島であり、大分湾です。これは何か小型の東京と大阪をつくったようになってしまった、これはスピードが速いのですから。そこで新々全総に直さなければならぬということになってきて、ちょうどそのころ通産省も黙ってはおいたけれども、これだけ公害発生源といわれる通産省でございますから、通産省は通産省なりにちゃんと考えたのです。昭和四十二年、工場立地適正化法というものを立案しようと思っていたら、各省が反対してできなかったのです。あのとき工場立地適正化法ができておれば、私は、公害行政というものはこんなにとん詰まりまで追い込まれない、まだ合理的な政策が行なわれたと思いますし、産炭地も低開発地域工業開発促進法や、あるいは総合農政というのをやったら、余った農業人口は全部東京へ来るのか、そこへ定着を

せしめるほうが得なのかということも当然考えられたはずなんです。それを全然考えないで、矢つぎばやに総合農政を行ない、どんでん返ってきて、工場立地適正化法はできなかったのです。そのためこうなったじゃありませんか。だから、ほんとうにそれは政府として、私も長いこと財政担当の大員でもございましたし、その責任を追及されてしかるべきだと思うのです。だから、せめて通産大臣になったときには、おそまきながらこのくらの法律を出さなければだめだ。しかもこれは、少なくとも十月一日までには青写真はできません、六十一年展望の。これは合理的なものではありませんが、青写真はできます。ですから、これに合せて新全総計画——きょうはまた私は、経済企画庁長官臨時代理でもありますから、そういう意味で新々全総計画というのもの、いままでのものよりも合理的でなければならぬと思うのです。だって、これはこのテーブルからちゃんと皆さんの質問に答えている、経済企画庁の答弁の中で、いま関東地方における二千八百万人の人は昭和六十年には四千万人をこします。こしては困るので、第一、車も何も身動きがでなくなりますが、だから、その意味で何とかして関東に集まらないようにしなければならぬと思うのです。しかし、政策はいまぐらゐの政策だとせいぜい三千八百万人にとどめる以外には手はありませんと、これは政府を代表して言っている。私がいま臨時代理をしている経済企画庁が、その答弁している。私が答弁してもいいのですが、それとおりにする。だから、そんなことでもって一体公害の除去や生命の安全、そういうものがほんとうにできるわけありません。日本の経済発展のメリットを国民が享受することはできない。一〇%成長を維持するために一五%——成長する分だけ公共投資をやらなければ都市機能が確保できないということでありますから、だから方向としてはもうこういふ政策をとらざるを得ないのです。実際上とらざるを得ません。いま農業人口の農業以外の収入というものが六五%も伸びているわけですから、そういう

意味からいってやはりそうせざるを得ないので、これは全く純農業ということだけではなかなかバランスがとれないわけです。まあそういう意味でこの政策の御審議をいただいておりますが、これが理想には遠い。そのとだけはこの国会でスタートさせておかないと——これはこととした、この間もきめたように、四千五百億財投をやっていく、外貨を使おうと、いいよ景気刺激が必要で公共投資をやるならば、この工業再配置の公団に出すならば、五千億でも一兆円でもやれますよ。これは府県に金を預託しておけばいいのですから、できるのです。その入れものをつくらなければならぬということ、非常に強く主張をやったわけです。ですからこれは私は、この法律を出しまして、これが成立したら、将来こういうものは、閣法でやったら閣法で直さなければならぬということはありません。これこそ超党派で私は、この法律を土台にして直せば、今後どうすれば過度集中は排除できるか、どうすれば地方開発ができるか——これは地方開発というふうな狭い面ではないのです。実際においてどうしてもなさなければならぬということでありますから、もう資源配分の面から考えてみても、どうしても必要である。そういうためにはこの国会で成立をさせていた、第二の段階においてはこれはもう皆さんからお力添えをいただいでいくべきだと思います。

私は、戦後、やっぱり事実上大きな議員立法というふうなものは、これはガソリン税を目的税にしたときには全議員の立法で、やはりこれは当時政府は抵抗した。非常に抵抗がありました。ありましたけれども、全議員の立法として道路三法は通過をしておる。十七年間にその予算は百倍になった。当初二百億のものが十兆三千五百億、十兆年になっておる。これはまあその問題は国民的かという問題ではないと思う、これはもう、だからそういう意味で、それについてはどうもスターとが小さ過ぎると、こういうことでございしますが、これはちょうど去年一・七五という——私が四十年に不況のときに二%法人税率を引き下げ、地方交付税率を二%引き上げたわけでありまして、それが暫定税率になっておったわけなんです。ところが、その税率があるので、まあそれは非常にこういう制度をスタートさせるにはチャンスである。これも一・七五整理をしてしまつてからではおそい、こういう考え方で立案をし、しかもそれが、四十二年に通産省が当然国会に出さなければならなかった工場立地適正化法の精神というものはこの中に貫かれております。だから、そういう意味で御審議をいただいておりますのでありまして、私の力と通産省の力だけではなかなか合理的、理想的なものではないと思つて、これは、やっぱりどうしてもこの法律の持つ精神というものはぜひ実現をいたしたい。これはもういたさなければ、ほんとうに日本人が幾ら働いても、高い成長を続けながら理想的な日本をつくるわけにはいかない、こういう考え方に立っておるわけでありまして、まあ御叱責を賜わるのはけっこうでありまして、ひとつこの法律をふ化していただいて何とかものにしていただくと、こういう方向でひとつお願いしたいと思つておる。

○阿貝根査者　そうすると、この工業再配置の問題は新々全総の考え方の一環だと、こうなるわけですか。まあ新々全総がこれは行き詰まったから新々全総だという考え方に聞いたわけですが、その点ちょっと説明してください。

○國務大臣(田中角榮君)　全国総合開発計画というのをごさしました。それから改定総合開発計画、今度それを改定しようというものでございまして、三度目になる。だから新々全総というものでございまして。まあ新々全総というのはやっぱり自然発生、さつき言つたように、いままでの線を引き延ばしたらどうかということに幾ばくかの修正を加えたということだったので、ところが今度は初めてこういう、言うなれば、二次産業の平準化政

策というものが出来たので六十年展望ができるわけです。そうすると、新々全総も六十年を展望しておりますから、だから、この法律が企図しているところと軌を一にしているわけでありまして、いままでのように大きく狂ったということがなくなるだろうと思えます。これは、少なくとも六十年の工業生産という一番大事な指針をこれから各県別に計算をしようということでございますので、それがすなわち新々全総ではありません。全総の改定版ではないけれども、相当緊密な連絡のとれるものになるだろうと、こうは申し上げられるわけでありまして。

○阿貝根登君 まあこの問題につきまして、これは一昨日の新聞に出ておりますが、大石長官は、去る二十八日、奈良市で新全総計画について、国土をこま切りにして公害をばらまく計画にこれはほかならないと、こういうことを言われて、問題になって、これは閣議じゃついでに口がすべりましたと言ったのですが、これは私は、まあ大石長官が何も故意にこういう政策を批判したというのじゃなくて、やっぱり一般の国民が受ける感じというのは、何か公害をばらまくんだと、一カ所に集めておいてから公害、公害でたかたかされるからばらまくんだと、こういうようなやっぱり心配があると思うんです。で、閣僚の一人の方が、それは大臣がこれだけ一生懸命やって、そしてこれはどうしても行き詰まるはずだからやらざるを得ないと、こう言っておると、同じ閣僚の中では、これは今度国土をこま切りにして、そして公害をばらまくのだと、薄めるのだと、こういう考え方が同じ閣僚の中にもあるとするならば、これは一般の国民の方々が、これはせつなくこういう構想で、そしてさあ受け入れ態勢だ、さあそちらへ持つていこうということになると、今度その住民が、いやお断わりしますよということ、なかなかうまくいかない。これは実際九州でも、大分でも福岡でも御承知のように、住民というのはこの公害に対して非常に神経をとがらせておるわけなんです。私らもそうなんです。しかも水俣なんという

のは、まあ大臣も御承知だと思っておりますけれども、いま水俣病、水俣病といっておりますけれども、十四、五年前、私が社会労働委員長をやっておりましたときに同じ論争をやっておったのです。そのときに、会社側については通産省なんです。厚生省は熊本大学の意見を、確かにこれは公害ですよということも言ってくれたけれども、通産省は、会社側がまだ調査中だからそういう断定はできませんといつて引っぱってきかたが今日です。だから、そういう状況をやっぱりみな知っておるから、またこれは工場を持ってこられたら水俣病のようになりはせぬか、ヘドロが出てきはせぬか、こういう心配が多分にあるわけなんです。だから、そういう点についてあくまでも公害はこれを発生した人が責任をとらなければならぬということにしないと、これはもうヘドロでも何でも、これはいまからはそうなるかもしれぬけれども、いままでのやつは一体だれがするんだらうか。だから、そういうものを厳正にひとつやっぱりこういう際にはつきりして、そして業者はそれは全部責任を持たなければ、一切公害はまかりならぬということをやっておかねば、また今度は気がついたときにはどうにもならぬと、ヘドロの海になっておるわけです。いまやっておるところでは苦勞しておるけれども、何にも知らぬ今度はいい土地に行つてよごされて、またやり直して、そういうことがないように、大石長官でもこれだけ心配されているのですから、国民はこれはみんな心配しているに違いないと思つておる。そういう点をどうお考えですか。

○國務大臣(田中角榮君) 大石発言は、これは閣議で訂正されて、きのうストックホルムに出発する前に公式の発言が発表されたので、それで御了承いただきたいと思つておる。まあしかし、環境庁長官はあのくらのやっぱり気概を持っておるこのほうがいいと、私は閣僚でもそう思つておる。新全総計画でもって昭和六十年、百三十兆ないし百五十兆といつておりますのは、これは四十年

価格でいっておるわけでございます。四十五年価格で申しますと、五%成長を続けていくと、いま大体五%だと思つて、去年、年率四・七%というのですから、まあその程度不況感が非常にある。輸出は出て困る、輸入はさっぱりふえない、こういうぐあいで、大体五%経済だと思つて、五%経済ですとコンスタントにいつても百五十二兆円になりまして、七・五%ということの経済見通しの成長率を延ばしていくと二百六兆になる。経済企画庁長官が予算委員会で八・五%ないし九%となつておると、こう答えた八・五%でまいりまして、二百四十八兆円、二百五十兆円になる。それが潜在成長率として、日本がはっておけば数字の上では一〇%の成長率というものは、潜在成長率はある、こう言つております。一〇%をとると三百四兆円でありまして、これはもう四十五年から、まあ三百四兆円になるならば、それはたいへんである。しかし、七・五%がいいのか、八・五%がいいのかということだと思つて、五%では困る、こういうことであるから、いまは、ちやうど四十五年価格でもって四十五年の国民総生産七十三兆円でありまして、七十三兆円をそのまま先ほど申し上げたような数字を掛けていくと三百四兆円、六十年と、こういうことになるわけでありまして、だから三百四兆円にはならないとしても、二百五十兆円としても、いまのように工場の適正化というものがなくて、自然発生でやらしたらいへんなことになるんです。ですから、私は予算委員会でも述べましたように、新しい工場法というものの必要があると思つておる。これは通産省も、なかなかむずかしい問題ですから、なかなかすぐ立案には踏み切れませんが、私は、去年七月五日に通産大臣に就任すると同時に、新工場法の必要ありと、これはどこへも持つていけないんだ、これはやっぱり認可をする通産省の責任でなければいかぬ。そのかわり、認可をすればこれはもう公害の責任はまるかぶりになつてくる。公害はもう環境庁でございませぬと、これはもうほんとう

に全企業に対して工場法と同じ責任を通産省は負わなきゃいかぬようになってまいります。それはしかし、通産省としてはやむを得ないことじゃないか。私は、やっぱり必要である。同時に、通産省がまるかぶりにならないやならぬほどの責任を持たせられるんですから、それは工場の適正化というものの対する権利も持たなきゃやれないじゃないですか。こういう考え方、で、いま勉強しているわけでございます。そこまです合理的なものができないにしても、公害問題ということを考えれば、当然工場の適正化ということを考えなきゃならぬ。これは、それで公害をばらまくというが、公害を絶対ばらまかない。公害というのはいま東京に集まつておるんです。大阪にもあるんですから、これは絶対公害をつくつてはならないということでございますから、これは公害は絶対つくらない。

で、もう一つ、きのう、おとといの新聞とテレビで私は非常に気に入りましたが、自然の浄化ということ、自然の浄化力というのを私も述べておるんです。これ、東京のように過密だから、複合公害が起こるわけなんです。これはある意味では適正規模以下であるならば、これは自然の浄化力があるわけなんです。私はそれを自分で原稿に書きながら、私は昔理化学研究所でもつていろいろ先生のいろいろな講義を聞いておりましたから、そういうことに対しては比較的勉強しておるつもりなんです。だから都市政策の中にも公害に対する議論ちゃんと書いてあります。しかし、この間ちゃんとテレビでもい言つておりましたのは、土壤の一酸化炭素の浄化力ということが出ておりました。これは皆さんも注目されたと思つておる。土は、場所によつて違つておるけれども、二十四時間置くと一酸化炭素をみな炭酸ガスに変える。これは一酸化炭素を食う生物が土中に存在することを立証したんだと、非常に面白い科学的な問題が提起されたんだと、やっぱり東京というふうな、全国土の二%でもって生産をしてるものが二〇%

で、もう一つ、きのう、おとといの新聞とテレビで私は非常に気に入りましたが、自然の浄化ということ、自然の浄化力というのを私も述べておるんです。これ、東京のように過密だから、複合公害が起こるわけなんです。これはある意味では適正規模以下であるならば、これは自然の浄化力があるわけなんです。私はそれを自分で原稿に書きながら、私は昔理化学研究所でもつていろいろ先生のいろいろな講義を聞いておりましたから、そういうことに対しては比較的勉強しておるつもりなんです。だから都市政策の中にも公害に対する議論ちゃんと書いてあります。しかし、この間ちゃんとテレビでもい言つておりましたのは、土壤の一酸化炭素の浄化力ということが出ておりました。これは皆さんも注目されたと思つておる。土は、場所によつて違つておるけれども、二十四時間置くと一酸化炭素をみな炭酸ガスに変える。これは一酸化炭素を食う生物が土中に存在することを立証したんだと、非常に面白い科学的な問題が提起されたんだと、やっぱり東京というふうな、全国土の二%でもって生産をしてるものが二〇%

生産をすれば異常な作用が働くことは、これは言うまでもないと思ふんです。同時に、それだけでは、公害防除の施設というものは、これはもう生産第一主義から生活第一主義にかなきゃならぬ。命あってのもの種です。金を幾らもうけても、命がなくなるような生産第一主義から転換しますと、こう言っておるんですから、公害をばらまくんだということではないということだけは前提にしておいていただきたい。

それでもう一つは、さっきあなたがいみじくも言われた、私、同じ気持ちには、新潟県へ行っても非常に公害問題ありますよ。公害なんぞ持ってきたくない。特に阿賀野川の水銀中毒を起しておる新潟県ですから非常に激しい。激しいが、どういふことかという、六カ月間も出かせぎに出かけなけりゃいかぬ。夫婦生活もできない。親子も毎年六カ月間会えない。水もあり、土地もあり、労働力もあって、家もあって、何で一体働く場所を与えないのですか。これは私は、産炭地と同じ気持ちで、過疎地帯ではなく八〇%、九〇%の地域に住む人の考え方なんです。工場誘致しようという考え方が大前提にあるのです。だけれど、この人たちは公害がきていいんだなというのじゃありません。公害は、日本のどこにあっても公害の除去はしなきゃいかぬという大前提に立って二次産業の平準化、工場の分散というのを考へておるのですから、やっぱり私は観念論ではなく、現実を徹した政策というものを進めなきゃならない。ですから、大石長官とは議論をいたした、行く前に。環境庁長官は、大いに刺激的な発言をしてくれと、私はその発言にこたえるように、生産を拡大しながらも、公害の防除には責任の持てる態をとる、こう言っておりますから、公害論争とこれはまあやっぱり別問題として、経済政策と将来長期にわたる国民所得の増大、生活環境をやっぱり確保するという一つの手段、そういうことでこの法律の精神をひとつくんでいただきたいと思ふんです。

○阿具根登君 まあ大臣はいろいろ新聞の例をとって土壌の復元作用をおっしゃいましたが、これを取り上げるわけじゃないですけれども、自然を人間がこわして置いて、あとは自然がまたそれを復元してくれるのだと、そういう消極的な考えじゃないと思ふんですから、それはもういいません。

もう時間もういぶん過ぎましたが、まあ大臣の考え方はわかりますけれども、低開発地域工業開発促進法、この目的を見ても、低開発地域における工業の開発を促進することにより、雇用の増大に寄与し、地域間における経済的格差の縮小を図り、もって国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。こうなっておるわけですね。そうすると、さらに新産都市もですね。うしろのほうを讀んでみますと、「その地方の開発発展の中核となるべき新産都市の建設を促進し、もって国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とする。同じことなんです。また、工業整備特別地域整備促進法の目的を見ますと、「その地域における工業の発展を促進し、もって国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とする。」これはもうみな同じことをいふのです。全部同じ目的。今度のやつも同じ目的なんです。だから私がこう考へるのは、同じ目的であって、これがない得なかつたのをなそうとするならば、この同じ目的でつくられた法律かを、これを変えたらよかつたんじゃないか。同じ目的でまだこれ生きておるのですから。農工法で四つです。生きておる四つの目的がみな同じ目的。また今度の工業再配置また同じ目的なんです。だから、まあ冒頭申し上げましたように、非常に、考えられておることは私はいいいとだと思ふし、その当時これを審議する場合も私はやはりこういう発言したらうと思ふのです。確かにこの目的は、これは否定することはできない。いい目的です。それが大臣がかわられるたびに一つずつふえていくだけであって、そうして結果が同じだといふことではですね、まあ池田さん

も——高度経済成長だとかいってのろしを上げられて、そうして農村切り捨てまでやられて、相当これは世間からたたかれましたけれども、現実には池田さんの言われたとおりになってきておると思ふのです。今度佐藤さんはたしか安定経済を言われたのです。ところが、そうじゃなくてずっと高度成長が続いてきた。また、さっきから言われましたように、これが続いていくならばこれはどうしようもないようになってくる。しかし、これをとめるわけにはいかなない。やっぱりその伸びを縮めていくということをしなれば、これだけのものを伸ばしっぱなしで伸ばしておるならば、私は、先ほど大臣が言われたようになってくると思ふのです。だからあまりGNPが世界第二とかということではなく、もっと国民本位にやっていた方がいいとお願ひをするんです。

それから、運輸省お見えになっておりますね。——運輸省にちょっと一問だけ質問してまいりますけれども、産炭地なんか閉山になりますと、これはもう鉄道が直ちにたまりません。これは炭鉱そのものがやわっている鉄道もありますけれども、今度はその周辺の鉄道も赤字ローカルではほとんどつぶされていく。そうすると、せっかく大臣が、これは産炭地のために、産炭地に優先的に企業を持ていきたいと思います、いままではあまり来なかつたから、今度縫製工場ではなくて、大きな工場を持つてくるためにこれは非常に有効だと思ふし、持たなければならない、肝心なものは、赤字でこれはだめだといふ、鉄道をみんなつぶしてしまふ。これでは運輸省がまたブレーキをかけているようなことになってくるんだが、一体これはどういふ考えを持っておられるか、それをひとつ聞きたいと思ふんです。

○説明員(運輸省) お答え申し上げます。国鉄のローカル線の廃止と申しますか、これを自動車の輸送にだんだんと切りかえていくという考え方が本来大量輸送機関であるという鉄道の特性を踏まえて、一つには交通の効率化という、いわ

ば国民経済的な観点からの道路輸送を中心とした地域交通手段の再編成という観点から一つ。それからいま一つは、国鉄の経営体質の改善という、そういう二つの観点からこの施策を考へているわけですが、一方、先ほど先先生御指摘のように、そういった状況の中ではございませぬけれども、今日なお国鉄のローカル線というものが地域開発に果たしております役割は、あるいは今後果たしていくであろう役割は、なかなかまだ看過し得ないものがあるというふうな私どもも考えておりますので、したがって、国鉄のローカル線の廃止を考へるにあたりましては、これはもう申し上げるまでもないことと申しますけれども、単に現時点におきますその線区にかかっている輸送需要の量というものを考へるだけではございませぬ、たとえば、本日も御審議の対象になっております工業の再配置とか、あるいは産炭地の振興というふうな、国家の分散開発政策というものを背景にいたしますそれぞれ地域、地域の開発計画というものも、私ども十分これを勘案いたしまして、将来にわたりますその線区にかかるといふ輸送需要の量の動向というものを考へまして、私ども確信をもちまして、これを自動車輸送に転換しても差しつかえない、あるいは自動車輸送に転換すべきであるというふうな考へられます。私どももこのように考へておるわけで、送り切りたいというふうな考へ方ではないと思ふので、先ほど申し上げましたように、私どもは今後二千万トンと了解しているわけではありませぬ。少なくとも二千万トン近い石炭を使つてもいいというのを大臣にも再三三回お願いしているんですが、四十八年、四十九年で七百万トンからの石炭がつかれるということになってくると、離職者がこれは平均年齢が四十歳を越していると思ふんです。そういう人たちの職業訓練をどう考へておるか。まあ最近の新聞で見えますと、労働省が非常に進歩的になったというか、何か秘

書教育をするとか何とか、一番魅力のある教育をするなどというおられるけれども、そんなのは若い人ですよ。そういう人は心配ない。そういう人を心配するよりも、家族をかかえている、今日どう食うかという中高年齢者をどうするか。そういう人の職を考えるべきであって、若い人については考える必要はない。だから、中高年齢に対してどういうことを考えになっておるか、それをひとつお聞きしたい。

○説明員(山口政治君) たいま先生の御指摘の問題でございますが、秘書、タイプ等、こういったような新しい労働市場のための訓練ということも一応今後考えなければならぬということも考えておりますけれども、中高年齢に對します職業訓練をこれによりまして決してやらないという意味では毛頭ございませぬ。なかならず、炭鉱離職者の職業訓練による転換等につきましては、労働省の訓練行政としては特に重点を置いておられます。中高年齢の訓練に對しまして、たとえば溶接、あるいは塗装、電気、ブロック、配管、板金、そういったような科目につきまして、あるいは九州、あるいは北海道の炭鉱離職者の多数出るようなところにおきましては、これらの訓練につきまして積極的に実施しております。そうしてこういったようなことを職業安定機関と密接な連携のもとに、求職者の動向に留意いたしまして、労働市場の状況を勘案しまして、職業訓練の受講希望者がございましては、積極的にこれを受け入れまして、適切な職業訓練を実施しておりますし、今後ともそういった方向でぜひ充実させていきたいと思っております。

○阿真根君 これで質問は終わるわけじゃございませぬけれども、私は時間を食い過ぎたようです。大體きょうのところはこれで終わりたいと思うのですが、最後に、事業団が公団になるというところになると、やはり勤務しておる人という魅力もまた持ってくるだろう。また、それに伴って給与の形態も変わってくると思ふのだが、

やはりそういうものに対しては、公団になれば公団としての待遇その他考えてやらなければならぬ。私は思ふのですが、これは一体どういふふうにお考えになっておるか、最後に一つ御質問いたします。

○國務大臣(田中角榮君) 新しい公団の発足を機会といたしまして、同種の公団が存在いたすわけでございますから、こういうものとの格差があるということも一面いわれておりますが、こういうものは是正に對しては当然考えてまいりたい、こう思っています。

○阿真根君 終わります。

○竹田現照君 先ほどから大臣のお答えを聞いておりますと、この法律はたいへんよくても何も言うことがないようになっていますけれども、私がお聞きしたいことをだいたい阿真根委員が聞いておられますが、先ほど話がありました新全総に對する大石長官の発言というのは、これは閣議で取り消しをしたとかしないとかとは別に——これはあまりそのまま閣議でも通れば、閣議が内閣を不信任したようなものから、ほんとは罷免ものなんじゃないか、しかし、大石さんのおっしゃったことはみんながそう思っているのです。国民感情というものは私にぬぐえないと思うのです。それで全国各地で新全総に伴っていろいろな開発計画が出されて、それに対する公害問題というものがクローズアップされて、工業誘致に反対する住民運動というものが全国各地に起こっております。それに、二十八日の大石長官の発言というのは、住民の反対運動に拍車をかけるような結果を私はもたらすのじゃないかと思うのです。これに對して、先ほどから通産大臣は、環境庁長官はいろいろあのくらの決意で大きいやっていますけれども、おれのは公害のないうちにちゃんと施策をします、こういうお答えがありました。まあそれは一朝一夕に公害はなくなると思ふのですけれども、この工配法では先ほど大臣もちょっとお答えになりましたけれども、一体どのように対処されるのか、その問題を先にお尋ねし

たい。

○國務大臣(田中角榮君) 先ほど御質問ございましたが、各地域立法たくさんございまして、地域立法は一つの目的を持った地方開発というものを主体にした法律でございます。これは私も立法当時から関係をしてまいりましたが、新産業都市建設促進法、低開発地域工業開発促進法とか、工業地域整備促進法、離島振興法、山村振興法、北海道、東北開発法等の各地域立法、産炭地域振興法、首都圏、近畿圏整備法、これはみんなその地域の発展ということを目標にしておりますが、今後の法律の違ふのは、全国的視野に立ちまして、国の政策として六十年を展望して二次産業の平準化政策を進めなければ、水も土地も労働力も理想的なものができないということになります。それで、あわせて過密地帯と過疎地帯両面の調整を行なう。そのためには、一次産業と二次産業の調整もできる。それから農村地域工業導入促進法、あの考えておるものは、全国的にもっと規模を大きくして高い視野で考えよう、こういうことでありますから、これは各地域立法と完全に密着しておるものであるということ、産炭地帯振興と一緒になるということ、地域立法とこれが合はざることによって非常に合理的なメリットが追求できると、こう考えております。

それで最後の、工業というものは、起れば必ず幾ばくかの公害が起る要因はあります。いまの公害は多過ぎる、こう思うんです。多過ぎるといふと、幾ばくかの公害の要因といふのは、これは歩いておるときには交通事故は起らないわけですが、オートバイや自動車なり、飛行機になれば、飛行機の交通事故はまあ一〇〇%助からないと、こういうことと同じことで、これは文明が進んでいく過程における避けがたい一つの現象だと思ふます。思ふます、これは科学の発達や技術開発によって最小限に食い止められる。どんな最小限であっても、命がなくなるものであるならば、

それはやっぱり生産をとめるということになるので、その調整が相互に考えなければならぬ問題だと思ふんです。ですから、まあ北海道自体私は北海道開発論者なものですから、いつでも引用するんですが、北海道というものを、やはり漁業だけではやれないと思ふんです。そうするとやっぱり農業をやっていく。農業をやってきたけれども、これも南方作物の米を北海道でつくって反収八俵から十俵になったけれども、私は、それによって二次産業のような高い収益というものを平均して受けることはできないと思ふ。それで、北海道や東北を考えますと、やはり工業の平準化というものを考えますと、やはり工業の平準化、いままでのように重化学工業中心のもの、これはヨーロッパで見るとイギリスはそうでありまして、しかし、付加価値の高いものをつくっておるスイスの空は依然としてきれいだ、こういうことですから、イギリス的な工業主体、鉱工業からスイス的なものに移っていくか、移らなければならない、こういうことは確かにそうでありまして、一べんに移れるものじゃありませんが、地域的にもいろいろな特性もありませんし、一べんに移れるものはありませんが、とにかく、その様態や内容を変えながらも、国民生活がいまよりも高くなるような、収益が上がりていくようなことを考えざるを得ないのであります。ですから大石長官は、もう小さなものでも声を大にして、私は、公害というものの防除、駆除に専心すべきだと思ふます。そのために環境庁をつくったのでありますから、これは当然のことだと思ふます。しかしわれわれは、やはり生産を上げることによって国民総生産や国民所得を拡大しなければいけない、こういう立場にあるわけでございますから、環境庁と十分連絡もとりながら、政府全体で公害に対する責任を負える体制を前提にして、やはり国民所得を伸ばしていくというための生産を上げるということではない、これはならないんです。ですから量的拡大から質的にも通産省自体は転化しなければいけない。私は通産省に去年七月五日に行つたときに、第



一回のときに、諸君は、何年後か、昭和六十年に諸君の局や課が存在するかどうかをまず考えてみてくれ、早く転換しなければならぬなら、みずから省で衣がえを考えてくれ、公害問題一つを指摘すればあとは言わずもなである、こういうあいさつをしましたが、私は、ほんとうにいまの通産行政というものは、私、ほんとうにいまの通産行政というものは、先ほど申し上げたように、工業再配置というものは、先ほど申し上げたように、四十二年に日の目をみながった工場適正化法というものの精神を盛りながら、公害のない理想的な日本の六十年をつくって、そう、そういうことでありますから、その過程においてはやっぱり生産規模というものが、国民総生産の伸び率も調整が必要である、その面で全国総合開発計画の新しい版とは非常に密着したものになる、関連をつけてお互いに勉強する必要がある、全くばらばらでは困る、こういう考え方を持っておるわけでありませぬ。

○竹田現照君 この法律案を提案する過程の中で、二月七日の日本経済ですけれども、通産省の原案に建設あるいは自治、経済企画、環境庁、農林省等が、まあたいへんな反発をして、環境保全の配慮が欠けているというので、それで、いろいろなことが書いてあります。たとえば、建設省は「土地の利用区分を勝手に決めては困る」とか、自治省、経済企画庁は「調和のとれた総合的な地域開発が無視され、産業優先の地域開発が進むおそれがある」、あるいは農林省は「農村地域工業導入促進法との関連で「こんどの工業再配置促進法案は工業だけのことを考えており、農工一体化」をねらいとした農村地域工業導入促進法と基本的な矛盾する」と、いろいろ書いてあります。こういう各省庁の通産原案に対する反発は、法案の提案の過程の中で完全に解消されておるんですか。

○國務大臣(田中角榮君) これはまあ通産省が出すので、いろいろ通産省らしい法律案かと思つたら、よく見たらこれは政府全体として提案をすべ

き法律であるということであり、しかも、先ほど申し上げたような新産業都市建設法その他たくさんありますし、農村工業導入法等には、産地と同じように、この法律が付加されることによって全国的な青写真もできるし、地域の振興のためというふうなものではなく、これは経済政策の根幹になる。これは、第二次産業、工業というものの配置や規模や計画がきまらないと何もきまらないんです、実際は、それは、国民総生産の大宗は工業であります。いい、悪いにしても、工業であります。だから、一次産業がいま一七・四％、アメリカは四・四％、拡大EC十カ国の平均が六％でありますから、総合農政を続けていけば、いやおうなしに一〇％の人が一次産業から離脱するわけでありませぬ。離脱をすれば、これは終閉山をした産地の職員と同じように東京や大阪に出るかどうかということでありませぬ、これは出てくれば、追跡調査をする五分の四は社会保障対象人口になつておる。こういうことでございませぬから、そこに定着をさせることが望ましいことは言うまでもないんです。ですから、工業というものの生産計画をまずきめる、そうすれば国民総生産は自動的にじき出される。そうすると、その中から何十％を社会保障に回すかという社会保障計画もできるわけでありませぬ。これは昭和二十年からの社会保障の拡大した歴史、制度の発足した歴史を見れば明らかであります。国民総生産の拡大、国民所得の拡大と平行して予算規模も拡大しているわけでありませぬから、やっぱり根幹は二次産業なんです。二次産業の計画をすれば自動的に三次産業の計算もできます。それと社会保障その他の計算もできるわけでございますから、この法律を提案する段階においては、もう政府としては皆賛成である。この国会ではどうしてもこれ成案を得て、そしてひとつお互いが協力して勉強しよう、こういうことでございませぬし、このごろもう地方からはずごく応援があるわけですから、この国会でこの法律がもし通過せんば、こういうことでございませぬので、ぜひ通過するように御協力をお願いし

たいと、こう思います。

○竹田現照君 まあ地方に一生懸命ハッパをかけるから、たくさんわれわれのほうにも、早く通せという陳情も来るのでしようけれども、これは別として、開銀で工場移転計画調査というものをやったところが、工場が過密地域から移転する理由は、公害問題によるものが三九％で、最も多いのですね。ですから、過密地域から移転する工場の四〇％近い理由が公害問題になつておるということは、これは早急に改まらないと思つておるわけでも、それが今度の法律で、工場分散が過密地域からの公害の分散に通ずるのじゃないかという心配が一面出ておるのですけれども、そういう心配はありませぬか。

○國務大臣(田中角榮君) すなおに答えると、過密都市の中において、いままではたれ流しにしておつたものを、たれ流しを禁ずる。しかも、無過失賠償責任制度が制度として発足した。こういうことになりませぬと、いままでの利益追求、集中のメリットを追求して、都会や県庁の所在地というふうなところ、これは生産と消費が直結しておりますから、経済ベースを考えればもういいにきまつておる。だからそういうことで都市集中しておつたものが、これからの政策の中で考えると、これは移転しなければならぬ。もう移転をしたほうが得だという場合もありますし、移転をしなければ生存できないという面が確かにあることは事実であります。

それともう一つは、公害投資をしようとしても土地がない。これは火力発電所は石炭をたくので、脱硫装置をつけなさいといつても、三分の一隣接地を拡大しなければ脱硫装置はできないのですから、これはできないのです。だから距離の火力発電所、やめなければいけませんという、こういう要請があることも事実です、これはいろんな意味から公害に起因して、これはもう都市から離脱しようという考えがあります。ありますが、日本のどんな地域でもこれを許さないというものはこれはありません。これはいまのPCBなどはつくつ

てはいかん、こういうのでありますからこれは別であります、そうでないならどこにおつても公害の基準にちゃんと当てはまる施設をしなければならぬ。これはどこにおつてもそうなんです。そしてそれが日本の国内で必要な産業であるということになれば、これは制度の中で制限をするわけでございます、鉱山と同じことなんです。公害に対しては確実に制度で制限をいたしますから、公害をばらまくというふうなことにはもうならないということ、公害問題とこの再配置の問題というのは全く切り離す。これは確かにほうっておくよりも、公害も、騒音とか、原材料や製品を運び出すトラック公害とか輸送公害も全部入れますと、これはたいへんなことで、いままでのものに歯どめをして、新しい産業というものを新しい天地、立地に計画的に建設せしむる。そして誘導政策によって、ある場合にはこれは禁止政策を付加されます。ことしから自治省は、大都會の中の財源を確保するために事務所税を創設しようか、こういう問題がありました、ことしは時期も悪いというので中止になりましたけれども、そういうことでだんだんと都會で持つておつてはならないものは禁止してまいりますから、だから、誘導政策や禁止政策が合わされてまいりますので、理想的な、まあ現状を改善しながら、いまよりもはるかにいい状態における工業立地ということを前提にしておるわけでございます。

○竹田現照君 いま大臣、この法律と公害問題を切り離すということですが、この法律と公害問題とは全然別問題として考えるというのであります。

○國務大臣(田中角榮君) これは別問題ではないのです。この法律を推進する過程において公害問題は前進をしても、後退などは絶対いたしません、こう理解をしておいていただきたい。先ほど御指摘がありました申し上げたように、出たいという人は、いまの段階においては公害問題でもって一番出たいと言っているだろう、こういうことを言っておりますが、これからは経済的に考えてみてこう

いうものもあるのです。新しい人たちに住宅を与えようとしてもなかなか住宅を与えられない、だから、地方へ出れば住宅を与えられるのじゃないか。だから、制度を完備して誘導政策ができたなら出たいという人がたくさんあるわけです。いま三百坪持つておるものを売れば、東京の江東地区でも小さい工場を三百坪売っても一億にもなる。これで地方へ出れば最新の設備を持ったものになって、これは税制度と金融制度を付加してくれば直ちにしたいという人たちが潜在的なものとしてあるのです。ですから調査をする、公害企業だけが出たいといっておるのだというにはならない。通産省でもいろいろなものを計算をさせたら、公害問題もありますが、生産を拡張したい、新製品の製造をしたが、隣接地や土地が見つからない、こういうのがありまして、それから労働力確保ということがこれ以上困難である。それからもっと新しい施設を都会のまんなかでやると、やはり賃金だけではなく社宅も提供しなければならぬということでもコストが非常に高くなる。できれば社員は家から通ってくれば最も理想的である、こういうような考え方で、必ずしも公害に対処できるためという数字は高い数字ではないのです。これは十八、十六、十六、九、六、六という数字がずっと並んでおりまして、そういう意味では総体的に出たい。いまでも土曜日を待ちかねておって海に山に出ていくあの気持ち。私たちでもやっぱり土曜日やせめて日曜日には緑の効外、こういう気持ちで、都会の中におって、コンクリートとセメントと石の中におる人たちのこれは共通の願ひである、こういう面からも数字は相当高い数字が出ております。

○竹田現照君 農工法の計画策定がいまなされておるのは二十七件だと思ひます。ところが奈良あたりは、自然保護の観点から町村の反対で計画策定を返上しようという動きもある、こういうことをいわれておりますが、これはいろいろと御説明はありますが、いままでの工業開発が、自然を破壊したり、生活環境を整備しないままに放置して、先ほど申しましたような地域社会の反発を受けている、そういうところに私は原因があると思うんですけれども、先ほど大臣、阿貝根さんの質問にお答えがありましたように、十月の法律施行までに一つの青写真を、まあちゃんとしたものを出すと、そういうお答えがありましたけれども、これは言われておる通りに、産業優先から国民生活優先の政策に転換する姿勢、これをほつきり青写真の中に打ち出すと、そういうもののだというふうな理解していいですか。

○國務大臣(田中角榮君) これが形の変わった新全総計画というものはないわけでありまして、形の変わった新全総計画のように一つの内閣から時を同じくして二つのものが出るというわけではありませんが、新全総という新しい全総計画をつくるのにこの計画は非常に役立つ。過去のようなものではない。しかも公共投資二十七兆五千億、五十五兆円に倍増しなければならぬ。倍増したけれども社会資本の比率はさっぱり上がらぬというふうなことは絶対ならぬというくらいに重要なものであるということだけは申し上げられると思ひます。

○竹田現照君 公害関係に執着するようですけれども、総理の施政方針にもこのことははっきりいわれておるわけですね。人間と自然、人間と環境、これを新しい感覚で発展をさせなかならぬ、そういうことをおっしゃっているわけですが、その点で先ほどから大臣もいろいろお話がありましたけれども、この法案によって過密地域からの工場分散に実効が事実上あがって、環境問題が解決をするという確信はありなかどうかです。その点……

○國務大臣(田中角榮君) この法律は、私が企図したような方向に必ずいきたいと思います。これはもう三千億——金額でもって言うわけじゃありません、これはもうと税制が主体に、もつと税制が働かなければならぬと思ひます。税制、それから金融、それで残りは財政になるわけでありまして、

そういうことになることを企図しておるわけですが、私は、そういうことによつていままではばらばらであつた各地域の県との連絡もきちつととれますから、県の六十年における人口はどうか、そのときの一次産業比率は一体幾らまで下がるか、二次は四五〇の一次産業と比率が五〇%に一〇%ふえるのか。ある県はいまは二次産業比率が高いけれども、六十年になると、二次産業比率はいまのまままで三次産業比率がどこまでふえるかというふうな、そういう数字は相当正確なものが必要だと思ひます。第一に、この法律が通過すれば、次の国会にはこの法律に基づく六十年展望の計画ができたか、年次計画というものはどうなるか、これを提出せよと必ずなります。これはその意味では、県とも先ほど申し上げた各法律との調整も調和も行なわれて計算された数字が提示されるわけでありまして、その数字が提示をされれば、その内訳は重化学工業か精密機械工業かということになります。そうすれば、重化学工業においては公害は一体どうなるんだと、こういう問題が出てまいりますので、まあこの法律によつて、長期計画というものが非常にいままではらばらであつた、数字的にも地域的にも、いままでの長期計画には数字は大体できておるので、想定数字で逆算してまいりますから、ところが、今度のこの計画を進める過程においては、やはり地域別、北海道の五百二十万人がだんだんだんだんいままになって減っているのです。かんぬきを入れて人口減少をどのようにして食いとめるか、六十年にはどうなるのか、そして拠点工業地帯はどことどこになつていこうものが出てまいります。いまの青森県とか、それから長崎県とか、鹿児島県とかいふものは、この計画でもって推定をすれば、相当正確な数字が出せると思ひます。このままなら青森県は人口は半分になつてしまふかといふようなことを言う人もござりますが、青森県ほどの水もあり土地もあり、あんないいところはないはずであります。が、こういう制度がなかつたために、どんどんと離村をしておる、こう

○竹田現照君 この法律が、私が企図したような方向に必ずいきたいと思います。これはもう三千億——金額でもって言うわけじゃありません、これはもうと税制が主体に、もつと税制が働かなければならぬと思ひます。税制、それから金融、それで残りは財政になるわけでありまして、

○國務大臣(田中角榮君) 四十五年度を基準として一〇%で進むと三百四兆円になります。日本は潜在的な成長率は一〇%確保する力があります。これは二十九年から三十九年の十年間の平均成長率は一〇・四%、三十五年から四十五年の十年間は驚くべし一・一%であります。ですから、そういう成長を続けていって、去年は四・七%までがたんと落ちたわけでありまして、十何年ぶりがたんと落ちた。落ちたから不況だ。四年間に外貨は百億ドルたまったわけでありまして、四十二年から四年間で外国に対する債権債務の残額は百億ドルになつたわけですから、ですからこれは、採算四年間では百億ドル外貨をかせいだわけでありまして、だから非常に外国から指摘をされておる。その解決の道は景気上げることでございます、そうすれば四・七%の去年の成長率ではだめだといふことだけはこれは言い得ると思ひます。きの

○竹田現照君 この法律が、私が企図したような方向に必ずいきたいと思います。これはもう三千億——金額でもって言うわけじゃありません、これはもうと税制が主体に、もつと税制が働かなければならぬと思ひます。税制、それから金融、それで残りは財政になるわけでありまして、

○國務大臣(田中角榮君) 四十五年度を基準として一〇%で進むと三百四兆円になります。日本は潜在的な成長率は一〇%確保する力があります。これは二十九年から三十九年の十年間の平均成長率は一〇・四%、三十五年から四十五年の十年間は驚くべし一・一%であります。ですから、そういう成長を続けていって、去年は四・七%までがたんと落ちたわけでありまして、十何年ぶりがたんと落ちた。落ちたから不況だ。四年間に外貨は百億ドルたまったわけでありまして、四十二年から四年間で外国に対する債権債務の残額は百億ドルになつたわけですから、ですからこれは、採算四年間では百億ドル外貨をかせいだわけでありまして、だから非常に外国から指摘をされておる。その解決の道は景気上げることでございます、そうすれば四・七%の去年の成長率ではだめだといふことだけはこれは言い得ると思ひます。きの

○竹田現照君 この法律が、私が企図したような方向に必ずいきたいと思います。これはもう三千億——金額でもって言うわけじゃありません、これはもうと税制が主体に、もつと税制が働かなければならぬと思ひます。税制、それから金融、それで残りは財政になるわけでありまして、

○國務大臣(田中角榮君) 四十五年度を基準として一〇%で進むと三百四兆円になります。日本は潜在的な成長率は一〇%確保する力があります。これは二十九年から三十九年の十年間の平均成長率は一〇・四%、三十五年から四十五年の十年間は驚くべし一・一%であります。ですから、そういう成長を続けていって、去年は四・七%までがたんと落ちたわけでありまして、十何年ぶりがたんと落ちた。落ちたから不況だ。四年間に外貨は百億ドルたまったわけでありまして、四十二年から四年間で外国に対する債権債務の残額は百億ドルになつたわけですから、ですからこれは、採算四年間では百億ドル外貨をかせいだわけでありまして、だから非常に外国から指摘をされておる。その解決の道は景気上げることでございます、そうすれば四・七%の去年の成長率ではだめだといふことだけはこれは言い得ると思ひます。きの

○竹田現照君 この法律が、私が企図したような方向に必ずいきたいと思います。これはもう三千億——金額でもって言うわけじゃありません、これはもうと税制が主体に、もつと税制が働かなければならぬと思ひます。税制、それから金融、それで残りは財政になるわけでありまして、

○國務大臣(田中角榮君) 四十五年度を基準として一〇%で進むと三百四兆円になります。日本は潜在的な成長率は一〇%確保する力があります。これは二十九年から三十九年の十年間の平均成長率は一〇・四%、三十五年から四十五年の十年間は驚くべし一・一%であります。ですから、そういう成長を続けていって、去年は四・七%までがたんと落ちたわけでありまして、十何年ぶりがたんと落ちた。落ちたから不況だ。四年間に外貨は百億ドルたまったわけでありまして、四十二年から四年間で外国に対する債権債務の残額は百億ドルになつたわけですから、ですからこれは、採算四年間では百億ドル外貨をかせいだわけでありまして、だから非常に外国から指摘をされておる。その解決の道は景気上げることでございます、そうすれば四・七%の去年の成長率ではだめだといふことだけはこれは言い得ると思ひます。きの

○竹田現照君 この法律が、私が企図したような方向に必ずいきたいと思います。これはもう三千億——金額でもって言うわけじゃありません、これはもうと税制が主体に、もつと税制が働かなければならぬと思ひます。税制、それから金融、それで残りは財政になるわけでありまして、

○國務大臣(田中角榮君) 四十五年度を基準として一〇%で進むと三百四兆円になります。日本は潜在的な成長率は一〇%確保する力があります。これは二十九年から三十九年の十年間の平均成長率は一〇・四%、三十五年から四十五年の十年間は驚くべし一・一%であります。ですから、そういう成長を続けていって、去年は四・七%までがたんと落ちたわけでありまして、十何年ぶりがたんと落ちた。落ちたから不況だ。四年間に外貨は百億ドルたまったわけでありまして、四十二年から四年間で外国に対する債権債務の残額は百億ドルになつたわけですから、ですからこれは、採算四年間では百億ドル外貨をかせいだわけでありまして、だから非常に外国から指摘をされておる。その解決の道は景気上げることでございます、そうすれば四・七%の去年の成長率ではだめだといふことだけはこれは言い得ると思ひます。きの

うイギリスの通産大臣と会見したら、四・七％という数字だけでもうらやましいこととございませうと、これはアメリカからも言われておるのです。五％近い成長をやつて、完全雇用で、百何十億ドルも外貨を持って、何をとほけたことを言つておるのだと頭からアメリカはそう言うわけですが、しかし、四％ぐらいの成長ではとても日本はやっていけないということだけは、これは事実でございませう。ですからそれを先ほど申し上げたように五％は幾ら、七・五％は幾ら、八・五％は幾らと、いうことでございまして、それはこれから皆さんとの間に日本の成長率は幾らにすればいいかというところは、これは目標数字としてはやはりきめなければならぬこととございませう。

ただ私の言っているのは、いままです小目小目とやつておつたから、社会環境は破壊されてしまつたのです。こんなに都市集中はしないだらうということだつた。年率、民間の設備投資は一五％ぐらいだと思つて予算を組んで、この予算で絶対だ、じょうぶでございませう、こう言つておつたら、二四％—二六％というような高い民間の設備投資が行なわれましたので、社会環境が破壊され、われわれの生活環境そのものが破壊されてきたことは事実なんです。一〇％いくかもしらぬということでは、いろいろな政策をやつて、七・五％になれば二・五％分は環境の整備が進むということになるわけでありませう。七・五％と見ておつて五％で済めば、少なくとも環境整備は差額の二・五％進むということですから、だから、公害というものは出ないんだという感じではなく、公害要因は出るものだと、いう前提でやつたほうがいいということ、私のスタートは一〇％成長でいくと三百四兆円とございませう。しかし、そんな高くなると思はぬし、また、してはいかぬということ、その数字はもつと押えられると、こういうこととございまして、これは六十年間に三百四兆円になつたら、いまでさえ破裂しそうな日本は大破裂になつてしまふから、破裂しないように、公害を除去できるような状態としてこの法

律を考えましよう、こういうこととございませう。これはころばぬ先のついで、まあそんなことじゃだめで、すでにたいへんなことになつております。三百四兆円というのは一〇％を執行しろということではなくて、潜在成長率は過去の実績に徴し一〇％ある、こういうこととありますので、そこを間違いないように、ひとつ明確にいたしておきます。

○竹田現照君 あなたは、田中構想でそういうことを言われていたということなんですけれども、最近の国際環境の中でいろいろと変更しなければならぬ面もたくさんあるわけですから、もうやつがやつぱりどうしても明らかにしてもらわなくちゃならぬと思つたのです。言われているように、重化学工業中心の産業発展ではだめだ、これを転換しなければならぬと、こう言つていますけれども、産業構造の転換ということについて、一体どのよう

に考えておられるのか。転換をすれば、あるいは先ほどもお話がありましたけれども、農業あるいは中小企業の切り捨て政策に通ずるんじゃないかというようにもまた一面には心配されているわけですから、その点、ひとつお伺いします。

○國務大臣(田中角榮君) 公害の少ないものと、一口で言えば、公害というものを伴わない産業ということが望ましい、ということ、目標はやつぱり公害を除去するということとなければならぬと、こう思います。そのためには、やつぱり重化学工業ということではなかなかむずかしいわけでありませう。それで、この間も、アメリカとの話し合ひで、アメリカだけでも八五年になると、やつぱり石油の消費国—生産国であつたアメリカが消費国になる。で、世界的には問題が、紛争が起ころう、こう言つておりましたが、私もいづつ申し上げておりましたとおり、六十年には七億キロリットル—七億キロリットルというと、幾らになるのかという、全世界の海の上を運ばれる石油の三〇％以上、そんなに石油というのを使え

るのだからかということがまず一つあります。鉄鋼もありませう。それは、そういう制約もございませうから、やつぱり入る原材料は小さくて、それで収入の多いもの、といへば付加価値の高いもの、これは、言うなれば知識集約型産業にということになります。全部が全部というわけにはいかぬと思ひますが、さつきもちょっと申し上げましたが、理想的に言つて、空がいつでも曇つておるイギリス型の状態からスイス型の状態になればいいと、こういうわけですが、まあ必ずしもそういうわけでもないか、かわりませう。しかし、電算機に非常に力を入れて、電算機の自由化はできない、こう言つておられるのは、これは通産省の姿勢です。電算機工業に対する姿勢であります。

それはほんとうに昭和三十三年でございませうから、まる十五年くらい前でありませう、十四万円したテレビが、今日は十万円を切つて四万円、こういうこととあります。そのテレビがアメリカの市場を席巻してしまつて、アメリカから何とかしてくれ、ということとを言われている。自動車は、安かろうということと一番だと思つていたアメリカに、日本の自動車が多量に出ていく。そういう意味では、知識集約型産業に移行すること自体は、比較的には日本は順応性がありますので、技術水準も高いし、これはできるだらう、やらなければいかぬ、こういうこととあります。地域的な制約とか、いろいろなものもございませうし、その簡単ななかなかどういふ工業が幾らということとはともなはじき出されませう、いまでは、これこそ衆知を集めて、産業構造審議会を中心にして、もっと大きなもので研究しなければならぬと思ひます。特に国際分業が一体可能かどうか。国際分業するならば、それが日本から出す品物は何か、こういう問題が出てまいりませう。そういうような問題を積み重ねながら、最後の計画というものを一応きめなければならぬと思ひます。しかし、これはもう必ず、いまままでのように鉄鉱石を持つてきて板にしてそのまま出すのだ、こういうようなものから、相当精巧なものに、高度なものに転換す

る、これだけはしなければならぬということとを言えると思ひます。

○竹田現照君 これは当初の構想がだいぶ変わったということ、先ほどのやりとりの中にもありませうけれども、三千億の特別会計をつくつて、工業再配置公団を発足させるといふのは、公団をこれ以上ふやさないといふ行管の方針もあつて、これは産炭地の事業団をくつつけてつくりたいということになつたのでしようけれども、だから先ほどの発言のようになつて矛盾を感じる面もあるのじゃないかと思ひます。これはいろいろとまたあとで質問することにしますが、そういう面の、工業再配置公団で構想の変更、移転工場に対する設備の加速度償却、あるいはまた二十五年間の固定資産税減免、こういう構想だつたのが、今度の提案された法律ではだいぶ変わつてしまつたですね。だいぶというよりかなりダウンしてゐるわけですね。当初の構想から見ると、このダウンしたままの案の内容で、はたして関東、東海、近畿等のいわゆる太平洋ベルト地帯に集中して七〇数%の工業生産を六十年までに半分程度にするという、そういう目標といふのは達成される可能性はあるわけですか。

○國務大臣(田中角榮君) たいへん痛い質問でございませう、それはこの原案だけでもつてやつたんじやとでも達成できません。これはできると思つておられますが、これはとしまして、来年はひとつ上げたい金をつけよう、こういうこととございませう。これは初年度三百億と、相当大型である。大蔵省も、まあ大蔵大臣をすつとやつておつた通産大臣が初年度三百億と、いかに財政当局もこの事業の重要性を認識して、おるか理解されたい、こういうことで、私も、最終段階であつた、例の一・七五%の暫定税率が、こし千五百億でありますから、この千五百億と、一般財源千五百億と、いふことになれば、ちょうど三千億になる、こういうこととスタートしたのですが、どうもことしは財源の関係で一・七五%に對

しての整理はできないという見通しがつきましたので一年間おくらせようと、そのかわりに特別財源としてではなく、十月一日発足百五十億、平年度三百億の財源措置を行なうという事でスタートしたわけですから、これはまあ妥協の産物でございまして、政府が国民の皆さんに対してこれでもってスタートはいたしますと、しかし、これでもって万全でありますなどという事はとても言えるものじゃありません。固定資産税は二十五年でなければだめだということ、いまでも私は考えている。これは必ず実行するという事なんです。ただ、先ほど申し上げたように、一・七五をどう使えるかという事で、補てん財源をいっつも使えらるという事でない問題があるということ、地方財政との関係で現行法どおりの制度で発足させるを得なかつたという事で、こういう三年にわたるわけでありまして、これは私は初めから言っておりますように、固定資産を長期に投資をさせるおきに、三年ぐらゐの年数でもってうまくいくわけでありませぬ。これは、このもとになつておりますものはイタリーの労働者住宅、これは国有地は無償で提供する。それから生保、損保の剰余金は労働者住宅以外に使つてはならないという制限があります。しかし、不動産取得税はもちろん免じてあります。固定資産税を二十五年免じておるわけでありまして、そしてあれだけの労働者住宅を建ててらるんです。めんどうくさい法律は要らぬと思つてらるんです。そういう鮮烈な政策というものが実行されればちゃんと労働者住宅できるんです。ですからこの法律を私は、率直に言いますと、ロンドンのあのニュータウンというものを考えた方がいい。ニュータウン法、これは八百五十万都市を百五十万ニュータウンに移すという非常に大きなものであります。それに匹敵するような法制が前提でなければ、なかなか大事業だと思つておるんです。ですから、そういうものにだんだんとこの法律の制度というものを付加して、六十年展望の青写真を実行すると、これはもう実行しな

かつたら日本はえらいことになるという数字がたぶんあるんです。これは公害の問題と同じような問題がたぶんあります。それはもう実際乗用車の運行ができなくなつてしまふということがあるんです。きのう、おとといから、もうとにかく東京では環七から中に自動車を入れないという事で、東京都知事と警視総監が二者択一論をやつておるわけなんです。全部こうなると、あと自動車の議論の余地のない問題である、このぐらゐに考へておるわけでありまして、この制度そのものは全くスタートのものでございまして、意気盛んであつた原案に比べて非常に退歩的になつたことにはなほ遺憾でございませぬが、どうぞ皆さんのひとつ御理解とお力添えをお願いしたい、こう思うわけでございます。

○竹田現照君 結論的に、いわゆる田中構想の六十年代にたくかくしたいというの、これはこの法律が発足することによってスタートをした、しかし、六十年までにはどうしても実現しなければならぬと、いま、大臣言ひ切つておるわけだから、そうすると、それに関連するいろいろな立法措置もありましようし、いろいろな行政施策もあつて、当初構想は必ず実現をするという前提の上で、この法案でスタートする、そういうふうな理解していいですね。

○国務大臣(田中角栄君) まさにそのとおりであります。

○竹田現照君 そこで私は、この工場がやっぱりいま京阪神あるいは京浜、中京地区に集中するといふにはそれだけの理由が、やっぱり理由はあるわけですね。材料から製品、その販路だとか、そういうこととか、あるいは下請の中小企業の活用、まあそういうメトリックがそういうところに集中しているから集まるのだと思つておるわけですね、これを分散させるということになると、そういうメトリックがメトリックでなくなるような措置といふものをとらないとなかなか出ていかないと思

うのですね。まあしかし、そのメトリックがメトリックでなくなるような措置といふものがこの法案の中ではたしてとられておると私は思わないのですね。これはどういふふうなんでしょうか。

○国務大臣(田中角栄君) 都市のはりにこう傾斜がついておつたものを、逆な傾斜にしなければ工場は出ていきません。これはいま御指摘があつたように、生産と消費が直結しておるという事は、これはもう非常に有利でございませぬ。そうして、まあそういう意味で京浜、阪神地区にはほとんど工場が建てられておるわけですね。これだけスモッグでどうにもならないといわれながら、京浜地区では海を理めてやつておるわけですね。これはもう企業自体のメトリックが存在するからでございませぬ。だから、この法律には、この集中のメトリックを押えるという事は法的には書いてないんです。これはほんとうなら書くべきなんです。

これは集中排除法でありますから、集中排除のその都市から見れば集中排除であり、二次産業比率の低い、低開発一次産業地帯ということからいふとこれは開発促進法であります。両面持つていふから、開発促進と云うようなところからいへば、産地振興とか新産業都市と同じような税制上、財政上、金融上の優遇をする。同時に、こつちにおつては損だといふためには税金をかけるべきやいかにぬのです、実際税金をかけるべきやいかにぬのです、これは禁止税を同時にやらなさいかぬと思つておるのです。これはドイツが一番税制はうまく使つておるのです。ドイツは、日本のトラックの税金の約十倍であります。アウトバーンつくつておるながらトラックの税金は十倍近いものを取つておる。それはトラックは近距離運送用であつて、トラックでもって重いもの、二十トン、三十トンのものなどはこれはアウトバーンを走つてもらつちや困るのです。それは維持補修費がうんとかかつてしまつてどうにもならないから、うんと高い税金を取るわけですね。それでやむを得ないから距離は貨車に載せるわけ

す。貨車もある一定距離になると、日本の遠距離通蔵とは逆に遠距離通増をやつておるわけですから、ある一定距離以上になるとうんと高い運賃になります。そうすると、やむを得ず何になるかといふと、それは一定距離以上の遠いところは海で運んでいただきたい。これはこんなだから車をつくつて売れるのです。道路交通も確保される。日本は自動車も人が歩くのも三十トンの車と一緒に歩いておるから非常に効率が悪いといふこととてございませぬ。そういう意味で税だとか、禁止税、誘導政策と禁止政策といふものは一緒にやるべきなんです。今度はまあスタートですから誘導政策だけで、これならまあだれでもひとつ賛成する。さて、この中に禁止税が一条入る、これはなかなかこの国会ではたいへんであらう。これはなかなかたいへんなんです。そういうことで、まあほんとうの目玉が入つていふ言われるかも知れませぬが、まずやっぱり政策は誘導政策、補助政策といふものを前面に出してながら、効率的にするには禁止政策をあわせる、こういふことになつておるのです。これは、来年には禁止政策がここの法の改正案として私は出てこなさいやならぬと思つておるのです。それは、さつき言つたような公害負担金の問題とか、公害税の問題とか、公害税の問題でも、こういうものの特別財源にするなら公害税が考えられるのですが、一般会計の財源としての公害税といふものはなかなか実現しない。だからそういう意味で、禁止の方向は今日御審議いただいておる段階においては持てない。まあこつちが退歩したと言われれば、後退したと言われればそういうことであります。これは世論形成を待ちながらやらなさいやならぬ仕事でありますから、国民に恩恵を与えるというふうな助成政策はいつでも国会できめりやれますが、やっぱり禁止政策を行なう、こういうことには、禁止税を行なつたり禁止政策を付加していくときには、やっぱり世論形成を待たなさいかぬといふことで、通産省だけではこれを成案を待るといふところまでは持つていかなかつたというのが実態

でございます。

○竹田現照君　そこがやっぱりすっきりしない、当初の構想というものはうまいぐあいに実現をしないと思うのです。ですから、過密地帯でメリットを受けている企業に、メリット部分に対する税金をかけて、それを生活基盤の整備、あるいはいかに行く企業には税制上の措置をとるといふ優遇措置をとると、そういうようなことをやったりしていかなくちゃいかぬと思うのですが、いまのお答えのように来年あたりから出さざるを得ないと、こういうことなんです、それはまた別に、地方に行くというの、これはなかなかたいへんだと思うわけですね、企業にとっては。立地条件のいいところに工場が集まるというのは経済原則です。この経済原則を無視してやるという、まあやらなければならないといういまのことは、これは明らかに政治的な課題として行なうわけですから、当然それには、これを大臣が言われるように六十年までにとりしてもやるのだと、こういうことになれば、財政的にもかなりの金を投下しなくちゃ私にはならないと思うのです、企業に税金をかけてそれをやるとかというばかりじゃなくて、そういう長期的な資金の投下の計画というものは、どういうふうになるのですか。

○國務大臣(田中角榮君)　まあ国で、国も地方公共団体も、ある時期において、ある時期、ある期間には助成をしなければならぬということ、これは事実でございますが、六十年展望で計算をしてみるとときには、投資——助成政策に使った金よりも、分散されることによって得る国の利益というものは非常に多くなる、こう思います。それは、いま都市政策の中で考えてみると、非常にそういうことなんです、いまの東京都区内、一・七階平均でございます。一・七階平均を十七階平均にもしましたとすれば、地価は十分の一になるわけであり、一・七階のものを十七階に押えられるとすれば、地価は事実十分の一になるわけであり、まあ十七階ではなく、いま三十一メートル制限という九階ないし十階であります、十階

というものでもって計算したり、いま住居地区の中における二十メートル、七階というところで計算してみると、全部がいま一・七階が七階くらいに整備をされるならば、これは三階以上の建設費の二分の一を補助してやっても、水道とかガスとか電力の引き込みとか電話線とかの引き込みとか、それから郵便の集配とか、公共的な面で負担しなければならぬ平面的都市よりも立体的都市のほうがはるかに安くなる。これは一定の時間がかかりますけれども、はるかに安くなる。こういうことであって、この全国的な二次産業平準化政策、工業の再配置計画を進めていくと、その過程の国や地方公共団体が負担する金額というものは、ある時期にはおつりがくる、こういう計算ができません。

それからもう一つは、出て行くメリットというものは、水、土地が安い、労働者の賃がいいということになる。家を持っている労働者が多いんです。これは、地方に行きますと、自分の家から通えるという労働力、労働者というものを考えると、いまの山梨県などは、甲府市に全部通っているが、家に帰れるという一つのモデルケースになっておりますが、そういう意味で労働力の質がよくなる。家族的に労働ができるので、生活は非常に安定するということも考えられる。ですから、そういう意味で工場が出ていくためには、必ずしも金でめんどろを見なくとも、出ていくメリットは十分ある。あとは、あと地を買ってくれる、あと地を担保にして金融措置がとれる。そして、新しく設備が更新をされ、いま三百坪のものが三千坪になり、三万坪になって合理的になつたときには、なつても税をかけられないし、いわゆる圧縮帳を認めるという制度でいくべきであって、一坪当たり金を幾らやるという補助金だけがこの政策の大宗にはならない、こういうふうなことを考えております。これは世界各国でやっておる政策、ブラジリアとか、それからいまのニューヨークのマンハッタン地区の街区改良とか、いろんなものを見ても、必ずしも財政というものが主体になつてない、こういう感じがいたします。ですから、これだけのことを十三、四年にわたってやるのには自衛隊をつくるどころの騒ぎではなく、いまの予算を倍加しなければならぬのじゃないかという議論があります、そんなことではない。これは制度をうまく運用することによって必ず実効をあげ得る、こういう考え方でございます。

○竹田現照君　いま税制上の問題をやることによって大きなメリットがある、こういってござりますが、やはり過密問題を解決するということになると、フランスのパリにパリ税というものがあつた、そうである、そういうものを思い切つてやるとか、そういうことが必要だと思つて、それが、首都圏整備委員会が首都圏工業立地制限法に基づいて、いろいろときびしい制限をする方針をきめた、四つ。しかし、それはだいたい後退させられておるわけですね。この四つきめたことについては、そういう経緯から考えても、私は、いま大臣がおっしゃったような税制面からの規制といいますが、これは相当思い切つたことをやらなければ、工場の移転促進ということと、これは実際問題としてできないような気がするのですが、パリ税等々との関係、ああいうような構想というものはお考えになつておられますか。

○國務大臣(田中角榮君)　これは考えているというよりも、当然それはそういう傾向をたどる。これはもうすでに、できれば四十七年度に事務所税というものをひとつ創設したいと自治省は要求したわけですね。ただ、自治省の要求には私は私にわかには賛成しなかつたのは、これは地下鉄とか街路拡

あと地も買ってあげます、あと地融資も認めます、そういうようなためにも、この法律はどうしても必要だったと、私はそう思っております。やっぱりこういう法律をつくって、初めて禁止的な税制等が起こせる、こう思っております。

○竹田現照君 ところで、地方に移転する工場では、やっぱり電力だとか工業用水、あるいは道路、先ほど話がありました、交通機関も当然でしょうけれども、これは絶対必須の条件になるわけですね、この法律では、地方公共団体が要請した場合に限って新しくできる公団に工場用地の造成を認めると、そういうことしかないんですね。この必須条件を満たすための具体的な建設計画というものはどういふふうに進むんですか。

○國務大臣(田中角榮君) まだ不十分だとは思いますが、これは制度として発足した上においては、やっぱり青写真ができてきて国会の皆さんの理解が得られるような段階になれば、これは要請というよりも、国はこの政策遂行に必要な措置をとらなければならぬ、工業用水は確保しなければならぬ、交通その他は整備しなければならぬ、こうなつてきます。それでこれは、いままでの住居専用地区と同じように、一定規模の工業団地の中は四メートルあれば道路であるというものは言えないわけですね。少なくとも、十メートルの道路を入れなきゃならぬとか、車道の緑地帯をとらなきゃならぬとか、グリーンベルトはつくりなさい、そうして少なくとも建蔽率は、工場であっても三〇%をこえてはならない、もっと土地の少ないところは二〇%にもなるでしょう。そういうことをやらなければ、自然環境を守りながら新しい工業地帯はできないわけですね。そうしてやると、理想的なものができる。これは飛行機から見ると、たいへん大きな学校じゃないかと思うぐらいのところを工場に作りゃならぬ。これはいまの、ナショナルの南九州に計画しておる工場などは全く研究所か工場かわからない。私は、そうでなければ環境を守りながら生産を上げていけないと思うのです。工場地帯は軒並みに建蔽率は七

〇%まで建てられるんだ。そうしてその敷地の四倍も建てられる第四種地区であるとか、第三種地区も、千坪の敷地に三千坪建つんだというふうなことは、公害の除去は絶対的にできない。そういうふうな考え方でございまして、この法律そのものは、あなたがどうも求められておるような状態になっておらない。しかし、さっき申し上げた税制とかいろいろなものも付加されますように、この法律がスタートすれば、必要な条件、必須な条件というものは自動的に具備されていくと、こういうふうな理解していただきたいと思つてます。

○竹田現照君 これは自治省に聞くといふんでしようけれども、これは、法案作成の過程でもう全部連携をとられておるわけですから大臣にお尋ねしたいと思つてますがね。最初に私は、公害の問題に触れましたけれども、全然工場のないところに工場が行くわけですから、その環境が前より悪くなるというところも必然だと思つて、すね、何もなしのところは工場が行くわけですから、それだけ公害除去のための施設をしたとしても、前より環境が悪くなるというところは当然ではないかという気がするんです。

そこで、工場立地に伴つてそういう悪くなるであろう環境の保全、生活基盤の整備、こういうものを優先的にやらなければならぬけれども、それを工場立地誘導地域のそういう地方自治体の財政を圧迫するようなことがあつては私にはならないと思つておる。これは、黙つていけば地方財政の圧迫になることだけは必然であると思つておる。そこで、ここで国の措置として、移転促進地域、それから誘導地域へ移転した場合には、平方メートル当たり五千円ということですか、補助金は、この五千円じゃやっぱり足りない問題にはならないと思つておる。もう、地方自治体が超過負担を引き上げると、そういう場合には、やはり補助率を引き上げて、そういう超過負担分の完全解消をはかる必要があると思つておる。けれども、そういうこと、あるいは中核団地の造成の

場合に、その地方の自治体の住宅、道路、下水、あるいは公園、こういう生活基盤の整備も当然必然に行なわれなければならない。そういうふうな問題点、地方自治体に対するそういう措置というものは完全にやられたいと住民が迷惑千万な話ですけれども、こういうことはどういふことになりましようか。

○國務大臣(田中角榮君) 平米当たり五千円というところ、まあ坪で一万五千円ということですから、必ずしも低いものではないんです。ないんですが、これだけでも全部環境整備されると思つていい。結論的には特別会計ができなかったというところからは問題ですが、財源補てんというものをどうしても考えなければいけないんです。しかし、これは一つの例をとりますと、大阪にキキの道路をつくるために二百三十億かけた有名な道路がございまして。東京を例にとりますと、東京をまっすぐぐち割る道路を一本つくるというところ、九州全島の現に保有する道路の全部が倍に拡張されて補装が完備されるというふうな計算もあるわけですね。ですから、これだけの仕事を行なうのに地方財政の補てんをやつてもメリットはあるんです。これは十分計算できるんです。だから、このスタートにはできなかったけれども、この特別財源というものを考えるときには補てんを考へて、第二交付税制度をつくるか、特借の中から地方自治体の財源補てんをどういふ調整をするのかという問題の解決は一年延ばしたわけですね。私ら四十年に三〇%の交付税率を三二%に引き上げた、これも交付税率を引き上げるときには暫定税率で一緒に引き上げたわけですね。二%は三%が元に戻したならば、当然に下げるといふことだったんですが、いまの状態から考えると、三二%の交付税率を引き下げるといふような状態にはないと思つておる。あと一%引き上げるといふ問題が、まあお互いに議論しておるわけですね。これはただ財源が不足だから引き上げるといふなら、私ははたかに賛成しません。しかし、これを政策目的が明らかになつておつて、国民負担があ

る時期になればちゃんと減るんだ、こういうことになるなら、私は、大蔵省などもこういう発言はタブーだと思つておると思つておる。しかし、そういう問題こそ政治の上での問題としてまじめに検討すべき問題だと思つておる。ただ月給が払えないから交付税率を上げるんだというふうなものではいかぬと思つておる。国民の負担を軽くするための合理的な投資がある期間必要であるとするなら考えねばならぬ問題である。私もまだこの問題は大阪省とも話しておりませんし、まあ話してないわけじゃないんです。これはとにかく、いろいろかかることもあわせて来年度検討しよう、こういうことを発言して、向こうはそんなもの見向きもしない、ということでありましようが、しかし、自治省などは非常に興味がある問題として検討している問題であります。ですから、これはやるといふことではありませんが、やっぱり補てん財源というものを何らかの方法でちゃんと結末をつけるということでもつて、そうすれば地方財政の圧迫ということではなく、地方そのものがやらなければならぬ仕事を促進することでもありますので、この問題は具体的に解決ができると、こう思つておる。

○竹田現照君 産炭地域の振興との関連についてもいろいろとお尋ねしたいのですけれども、私のきよりの持ち時間がもう間もなく来ますから次に譲ることにして、最後に一つお尋ねをしておきますが、工場が移つていくというところは工場だけが行くわけではなく、必然的にそこに働いておる労働者もみな移転していかなければいかんと思つておる。そうかといつて、千人いる工場が千人そつくりそつちに行くといふことのしかけには私はならぬと思つておる。新しく移るのには、これはかなり合理化をするし、高度な技術を入れる工場になるわけですから。そうすると、千人のうち何人かあふれてしまつて、失業というふうな事態が当然に私は考えられると思つておる。ですからそういうことについては、大臣でもいいし、労働省に残つていただいておりますから労働省でも

いいですが、どういふふうにかえておられるかという事。それから移った先も、やっぱり住宅問題、あるいは新しい工場の高度化された技術に対する教育問題もありましようし、いろいろな事いふ事について、いわゆる雇用政策として考えなければならぬ問題がたくさん出てくると思ひます。ですからそういう点は、この法律にはそこまで書けないのかどうかはわかりませんが、別の問題として考えなければならぬ問題、たくさんあると思ひますが、そういういま私が移転に伴う二、三の問題を提起しましたけれども、これについてはどういふふうにお考えになつておられるのか。

○國務大臣(田中角榮君) これは、この問題を推進するときの一つのポイントでございます。これは集中のメリットを追求して集まったものがなかなか地方には分散しないよという事は、これは表向きの反対論でありましたが、これはさて移ろうというときの困難な問題がこの労働問題なんです。これは少なくともその四〇%近い人は中高年齢層である。家族を持てる、家も持てる。長いこと都市に住みついた。ちょうど子供が学校にみんな行つておる。そういうことで非常にめんどうなんです。ですから昭和四十二年でございまして、東京の過密の中でもって研究もできない。山紫水明の筑波山ろくに研究学園都市をつくらう、これはばかにかいい話であります。それは自然環境はよくなるのですが、なかなか反対が多い。それは会議をするには東京に出てこなければいけません。それは物を買うにも困る、子供の学校はどうするのだ、こういうことでなかなかうまくいかない。だから結局、民間の問題の移転においてはなおその問題があります。だから私は、いまのところは、現にあるものを移転するものよりも、これから国民総生産が拡大する面は、どうしてももう過密なところは寄せてはならないということをやまず第一にす。第二は理想的環境ということをやまず考へておきます、この法律の実体を、これは必要があれば法律として付加してもいいと思ひます。それはいま言う学校の問題と、先ほど言つた

工業用水を確保しなければならぬとか、それから都市における建築基準法と同じように工業団地の環境保持のために基準をつくるために場合によれば法律が必要になる、こういうことを考えなければいけません。学校もすつと併設しなければいけません。一番の問題はやっぱり住宅であります。住宅はやっぱり公営住宅法などは不特定多数の人に公営住宅を与えるということよりも、こういう政策目的に沿つたものに公営住宅法の適用を相当部分をさいていいものだと思うのです。ところが、これはなぜそういうことが言えるかという、二十年前に皆さんの御協力を得て現行の公営住宅法は私が代表者となつて議員立法を行つたわけでございます。政府は憲法上の問題があつて政府提案を行なうことができなかった議員立法を行つた、こういうことでもあります。これは政策目的が明らかになつて公営住宅法の運用上の問題などは、やはりこういうものに合わせるべきだと思ひます。そして、持ち家制度というものがここで發揮されなければならぬ。そして、会社をやめたときには売り払うなら時価で会社の基金や何かで引き取る、共済で引き取つてもかまわないのです。それでなければそこで定住をし、永住をして自分のものになる、そういう新しい政策をやはりこれに加味していくということによらぬと、東京でも大阪でも、これからのとえ十年働いても百坪の土地を持てるかどうかというときに、これは非常に安い価格でもって新しい団地ということをつくるわけですから、それは初めから計画しておくわけですから、持ち家制度というものは実現可能であります。現行制度でできます。そういうこともごまかく考へて、この法律がほんとうにできるまでの間に一つのモデル的な図面をつくつてみよう、こう思つておつたのですが、これは間に合わなかつたわけでございます。やっぱりその問題は、——いま東京で私自身も知つて居るが、駅の前に二万坪の工場がある、従業員は五千人ないし七千人もおる。この工場は古い歴史があるが、そこにおらなくてもよろしい、これがある地方に

移るといふ働いておる人の約四倍ないし五倍以上の人が、一つの市をつくれるくらいの人々が移動する。それに対して今度いろいろな人たちが集まりますから相当なものができるのだけれども、理想的なものだと思つておるのですが、その中の三、四〇%の中高年齢層がなかなか態度を決定しないという問題を、私は興味深く見守つておるわけでございます。これはほんとうにこの状態を論文に書いたら、これはやっぱりな博士論文になる、こういうことでございます。この法律を御審議いただきながら、あなたがいま質問された、御発言になつて居るような問題も各省と連絡をとりながら検討したい、こういうことを申し上げたいと思ひます。

○竹田現照君 それは筑波学園都市の問題のときもこの委員会でもいろいろやつたけれども、通産省の諸機関が移るにつれてさへも通産省のいろいろな機関に聞くと、役所じゅうを張つてたいへんな反対運動があります。それから東京教育大学もそれで学内が二分しているという問題が、いまお話しの中高年齢層なんというものは全然別問題でもたいへんな問題になつて、なかなか思うとおりになりません。鹿島臨海工業地帯に行つて直接聞いてみましても、私はいま聞いたようなことがたいへんネックになるのじゃないかということを実感として現地に行つて感じてきたわけなんです。ですからそういう点について最大の配慮と政策を遂行していただくことが一番大事なことじゃないか、そういうことを申し上げて、一応きょうの質問を終わりたいと思ひます。

○原田立君 先ほどから阿具根委員、また竹田委員の質問をお聞きしておりました、いろいろと大臣から示唆の多い発言、御答弁がございました。その点でまず初めにお伺いしておきたいと思ひます。その点で、先ほどの御答弁の中に、従来の産業政策を進展させるような方向というふうにお聞きしたわけですが、ということは、今日の重化学工業の今後の思想の転換として、過日の審議会の答申にも知議集約化産業への転進ということを考

えるべきだと、こういう答申があつたのと、どうも大臣の御答弁になつたその印象は、従来の産業政策を進展させるようなそういう方向で考へているというように聞こえるわけでありましようけれども、その点はどうですか。

○國務大臣(田中角榮君) 明治から百年間やつてまいつた——やつてまいつたというよりも進んできた傾向というものは、これは一次産業から二次へ、二次産業から三次へ、この人口が移動してきたわけでございます。この歴史は、少し歯どめはかかつておられますけれども、これはやっぱりまだ進む——六十年ぐらひまでは進む、これはもう避けがたいことであると、こう思つておられます。その過程において国民所得が増大をし、理想的な環境整備ができるんだと、こういうことでございます。いままだそれは先進工業国の一次産業比率に比べて一〇%以上高い。この一〇%の人たちというのは、必ずこれは二次産業か三次産業へ移らなきゃならぬ。三次産業は大体世界的傾向の四七、八%——いま日本の三次産業は四七%であります、四六・八か七であります。四七%以上という三次産業というものをこれ以上一〇%ふやして、五三%まで三次産業にはならぬ、私はそう思ひます。そうすると、三〇%の二次産業というものがもう一〇%ぐらひふえるということ、これはやっぱり、西ドイツ型経済ということになるともう少しふえるわけです。西ドイツ型経済になると三次産業がもう少し落ちて、二次産業比率が一〇%ふえるというところになるわけでありましよう。そこまで一体いけるかといふことはいろいろ問題があるにしても、二次産業はふえる。それで、これから国際的分業が始まるとすると、一次産業というものはどうしても、とて二毛作、三毛作やるようなところのもの——雑穀などはこれは十億ドル以上も輸入するわけですが、こういう飼料とか、雑穀などは日本はもう気候、地形、地勢上の制約があつて、これは日本ではなかなかやれない、こういうものもありますので、どう考へてみてもやっぱり二次産業比率がもう一〇%ぐ

らしいふえざるを得ない。そうすると、ふやすには理想的な姿でふやさないかぬ、それからよって起こる公害は絶対に排除しないかぬと、こういうことにもどつちから考えてみてもらう。これは、いま繊維交渉でもって繊維が少し操短をしなきゃいかぬ、これはいなかへ帰っても、家へ帰っても百姓するにも仕事がないんです。そうするとどうするかという、つい都会に出てくる。都会に出てくると、結局生産に携わるといふことでもないとも消化できない。こういうことがありますので、明治からずっと続いてきたものをそのまま踏襲して拡大政策を続けるというんじや絶対ございませぬから、超高度成長というんじやありませんで、理想的な産業形態にと、こういう考え方でございませぬ。

○原田立君 私が言いたいのは、この工業再配置というのは非常に国家的な大きな課題であらうと思われたい。そういう重大な転換期にあるがゆえに、前回の答申にあつたような重化学工業時代から知識集約型の産業へ転向すべきだといふこの答申、これはまことに當を得ているらうと、こう思ふんです。だから、それが基本になつて工業再配置といふことも考えに入れていかなくちゃいけない。ところが、さっきの大臣のお考え、答弁を聞いてみますと、やっぱり従来の重化学工業を進展させるんだというふうなふうな聞こえたわけですね。これは全然違いますね。

○國務大臣(田中角榮君) それは先ほど申し上げたように、いままでの状態で行けば十二、三年しかたない六十一年に、すべてが、地球上を動く荷物の三〇%以上が日本に向けて入れなければならぬようになりまして、なおまだ六十年で日本人の経済活動がとまるわけじゃないです、まだ続くのですから。だから、そういうことは原材料を持たない日本としては無制限に追求できないので、同じ原材料を輸入しても付加価値の高い、さつき申し上げたようなイギリス型から、むずかしいことではございますが、スイス型に近いようなものにだんだん転化してまいらなければなりません。

ん。こういうことが大前提になつておりますから、そこをひとつ誤解のないようにしていただきたいと思います。

○原田立君 通産省だけの提案になるものではなく、内閣で出すべきような法案であつた、先ほどそういうお考えがございました。それでどうな方面にわたつて十分関連したものは教育、いろいろ詰り詰りをしていかなければならぬと、これは一通産省だけでできるものじゃなからうと、こう思ふわけでありまして、さて、そのときに私心配するのは、従来各省の権力争いといふものが、なわ張り争いといふものが、そういうふうなものも立して、いい考えだといふことはわかつていても前進しなかつたという実例が幾つもある。この工業再配置といふ大きな課題をひびきかして、内閣で何らかの各省統合してしつかりやるような、そういう機関をつくる、つくりながら進めていくという考えはございませぬか。

○國務大臣(田中角榮君) ある時期に、私は青写真もでき、いろいろなことになれば、協議会をつくるというふうなことは必要かも知れませんが、しかし、これはこの法律にも書いてございませぬが、各地域立法との関連は十分つくりなつておりますし、通産省と各都道府県、自治体といふものが非常に密接な関係になつてやります、實際的にこの法律では通産大臣がということになつておりますが、これは知事との間には地域立法とのあれもございませぬ、各大臣、各府県知事といふものと密接不可分、一体になつてこの計画が進められることですから、私は官庁間のセクショナルリズムといふものは、本件に関しては考えられなと思ひます。これは整備をするために環境基準を強める、道路の幅は広げなければならぬ、緑地帯の面積は総面積に対して幾らにしなければならぬ、水はある一定限度以上流さなければならぬ、空気の汚染の基準は守らなければならぬといふことですから、私はそういう意味ではもう方向はわかつているし、だれも反対はないのだ。まあ現状

をいせんといふものではないのですから、新しくこれから進められるだけに、白地にも書くに近いものであるというので、各省との意思とは万あるまい。これはもしありとせば内閣で十分調整できることである、こう思ひます。

○原田立君 内閣で調整できるから心配するなというお話でありますけれども、これは過去の経緯から見て、田中大臣もよく御承知のように、各省のなわ張り根性といふものは相当強かつた、それを心配をするわけですね。心配ないという、ただ、それだけのお話では心配が解消しないわけですね。沖繩をやるときには沖繩関係の閣僚会議といふものをつくつてやつたとか、あるいは公害問題のときには各省庁が全部その次官級とか何か集まつて対策を本部をつくつてやつたとか、こういうような姿勢が、この工業再配置をする場合においては当然あつてしるべきではないか、こう思ふのですが、その点はどうですか。

○國務大臣(田中角榮君) 先ほど申し上げましたように、これは全国的に青写真ができて、いろいろ具体的問題が起るようになれば、閣僚協議会をつくつても一向差しかえございませぬし、また、来年度予算、年々予算編成時においては、これに新しいものがつけ加えられてまいるはずでございませぬ。そういう意味では、各省と十分意思の統一ができれば新しい政策も付加されなわけでございますので、これはもうほんとうに工業再配置という面から見れば通産省でございませぬが、工場というものを移すことによつて社会環境全体が変わつてくるということになるわけでありませぬので、これは通産省だけでもって専管で何でもやれるなどは考えておりませぬ。これは、もうほんとうに内閣全体で各省庁とも十分連絡協議の上、強力にこの政策を進められるべきだと、こう考えております。

公害の発生、その点を非常におそれているわけですね。で、先ほど来田中大臣の答弁を聞いておりますと、公害は出るものと思つて計画を立てていくとか、そういうお答えがあつた。あるいはまた、多過ぎる公害と少し出る公害とあるとか、あるいはまた自然には浄化力があるのだといふようなこと、こういうお話があるが、一番最初には公害はつきりしない、公害防除に責任を持つと、この話の脈絡がどうも一貫しないような気がして居るわけなんです。その点はどうですか。

○國務大臣(田中角榮君) 公害といふものの原因を全くなくするといふことは申し上げられませぬ、こう言つたわけですね。それは言はずもなことでございませぬ。それは工場があれば騒音もあつた、トラクタも出入りしますからこみも立つ。これはもう公害は幾ばくか、ないものに比べればあります。あります、いま議論されて居るように、ほんとうに人命を損傷するような公害といふもの、そういう住民が絶対反対をしなればならぬような公害があるにもかかわらず計画は推進するんだといふようなことは絶対しませぬ。これはもうそういうことなら生活環境第一主義などといふことはもう全くと申上げられないわけでございますが、先ほど申し上げたように命あつてのもの種なんです。うまいものも食べたいし、いいところにも住みたいし、いいものも着たいし、しかし、命を失うようなおそれのあるような危険はおかれません、そう言つて居るのですから、それはもう当然公害といふものの防除、除去に対しては、これは工場がどこにあるかがなからうが、これはもう新しい誘導地域に行こうが、現在のように東京に工場がつくられようが、それは絶対に除去されなければならぬ、こういうことであつて、東京や大阪から、県庁所在地から地方に出ていつても、それは公害をばらまくようなものでは絶対にありませんし、それはいたしません、こう申し上げておるわけですから、そこはもうひとつ、そのためには知識集約産業にも移さなければ



ばなりません、こう言っているのではありませんので、そこはひとつ理解していただきたい。

もう一つは、反対があったらどうか。絶対住民が反対であれば、これはやりません。工場など行きません。これは私は離れ小島がいいんだと、私はもう雪が降ろうが何をしようが、それは大自然の中にこの部落は守るんだ、こういうことであれば、これはもう絶対反対すれば、私、土地収用してまでほんとうにがたがたやるといふようなことのようなものではないんです。だから、ただ反対といふおつても、政治的な反対であるといふことと真に反対といふものを一緒にしてはいけない、というやいなことは、それは考えられなければいけません、ほんとうに住民が全部大多数が反対である、そういうようなものが強行されるということは絶対ない。私はもうそういうことはあるべきではないという感じを、考え方が基本になっておられますから、だから、ひとつどうぞ誤解のないようにしていただきたい。

○原田立君 言われんとする意味はよくわかるのですけれども、やっぱり地方住民が極度におそれるのが公害の発生なんです。ですから公害を発生させないようなものをつくらなきゃいけない。私、公害といふことをいってまずすけれども、ほんとは私、公害なんていうことばはないと思うんですよ。企業災害だ。企業がそこにあるがゆえに、そこへきたならしい煙や水を出すからそういういふような被害が生じるということであるから、そのもとのその企業に、そういうきたならしい水や煙を出さないように規制をすることが、十分そういう危険はないんだと、そして、またそこで働いて十分収入も得られると、こういうならどこだって反対はしないと思うんです。ところが現状ではそこら辺が非常に信用がないようですな、政府のやることに。結局工場が来る、来たればきたならしい水を流され、あるいは煙を出され、環境が破壊されるであらうと、それでみんな非常に強心配しているわけです。その心配を解消するには、ただ田中通産大臣がそんな公害は出さないと、こう

言っただけではやっぱり説得力がない、そこには何らかの規制というものがなきゃいけないじゃないか。また大きい問題として、公害の無過失責任制度の確立と、こういうふうなことも考えなきゃならぬだろうと思う。そこら辺の御見解はどうです。

○國務大臣(田中角榮君) それもそのとおりです。ですから、公害に対しては無過失賠償責任制度というものも確立をされておるわけでございませうし、これはもう公害といふものに対しては、責任の所在云々というよりも、公害は生命に危険をもたらすものであるということで、公害防除、公害除去に対しては、これはもうお互い精力的にやらなきゃならぬ仕事でございませう。で、まあ明治から百年間たつて、工業化、二次産業比率の向上によってメリットはあったんです。同時に、戦後四分の一世紀有余に及んで、やっぱり日本の産業復興といふことを土台にして、今日の日本の経済復興はあった。しかし、そこに思わざる問題が起つてきた。それは、私が、昭和四十三年か二年だと思いますが、「都市政策」というものの中に、牛込の柳町と大原町の交差点の公害を書いてございませう。そのときには講演もたくさんしたんです。が、大学の助教連中などが興味を持ったにすぎないのであつて、公害問題といふものが集中のメリットからデメリットに変えるんだということに対しては、どうも反応がなかつたんです。それから一年半たつたら、もう急速に柳町が問題になり、大原町が問題になり、いまの高速度一号線の外堀の中、車がとまってること、一体あの空気の中には何PPMあるのかという問題から、急速に出てきたわけでありまして、これは公式な記録の中では、私はほんとうにこの二、三年間の急速な問題だと思つてゐる。国会でも公害論争といふものが深刻に行なわれたといふのは三年ぐらい前ではないかと思つてゐます。それだけに、やっぱり集中、過度集中といふ点と、もう一つは科学技術の発達、この物質の開発といふものが進み過ぎて、PCBの問題とか、思わざる公害といふものが急

速に出てきた。ヘドロの問題ばかりであります。だからまあそういう意味で、私は公害といふものに対して、今度はいよいよ法律上の体制も制度も、世界に冠たるものにしなきゃならぬ。山梨水明といふくらい日本は、これは日本の実態はそれなんです。水が豊富であるこの日本の一番いいところを汚濁せしめてしまつては、われわれの生活そのものが危機に瀕していくことになりまうので、公害問題に対してはやっぱり十分な配慮をいたす。だからその公害対策といふのは、公害をばらまくといふことではなくて、公害を除去するために制度やいろんなものを完備しなければならぬ。完備しよう。しかし、公害論争に脅えて働き場所もなく毎年毎年、半年以上出かせぎに出るんだ。出かせぎに出たら公害にやられて帰つてこなくなつたと、こういうことではだめなんだといふことで、やっぱりちゃんと割り切つてあれしなきゃいかぬ。それとやっぱり二〇%の地域よりも二〇%の地域、二〇%の地域よりも四〇%の地域がもし可能であるならば、そういうこと調整ができるならば、いまよりも環境はよくなるんだ、公害問題といふやつは解決できるんだと、こういう絶対的自信を持つて政策を進めなければならぬ。特に通産省は、景気をよくしなれば日本は困るんだといふて毎日研究しているわけなんです。それでどうにか、各県知事が来れば、少なくとも五分の四の知事は何とかしてくださいよと、私の県はどんだんともうとにかく人がいなくなつて、学校の先生の配置さえ困つてゐるんです。そういうところは水もあり、土地もあるわけなんです。

それで私はここで、しかし一つだけ言わしていただきたいのは、どうも日本はなかなかうまくいって来たと思つてゐますし、私は先聲も間違いなく政治をやつて来たと思つてゐるのですが、たつた一つ間違ひがあると思う。それは、明治百年間の急速な工業化のときに方針を誤つたんじゃないかとちよつと感ずておる。これはやっぱり歴史に対する批判です。なぜかといつたら、一次産業地帯に適する東海道、山陽地域などにせよ一体工業地帯

をつくつたんだらう。これは東京、大阪という政治の中心地が文化の中心地になり、産業の中心地になつたといふことに尽きるんでしようけれども、あの地球儀を回してもすぐわかるでしよう。水が多くて、土地が肥沃で、平野であつたかといふことは、全部一次産品地帯であります。だから主要工業国十カ国のうち九カ国はソ連を含めれば日本を除いて十カ国は全部日本の北であります。北海道よりも北であります。アメリカを見て、ミズーリ川の兩岸は一次産品地帯であり、民主党の地盤である。五大湖の周辺からあの大工業国は生まれてゐる。イタリアにおいてもそうです。どこでもみなそうなんです。だからほんとうなら、北海道や東北は工業の基地であつて、それで東京の周辺などは一次産品地帯が望ましかつたんだと思つてゐる。もうでなければ、南の米を北海道まで持つていった日本人の英知は、北海道でもお米がとれるようになった。なつたけれども、必ずしもこれは正しい私はいき方ではない。要するに、気がつけば、いまにしてやればいじやありませんか。だから私はそういう意味で、ほんとうにこれから——まあいまでは自然発生を是認してきてゐる。政治や行政はそれを調整をしてきた。今度はいよいよ社会党さんがいっているような計画経済ではないんです、やっぱり大目標を定めて調整権を事前に発動していかないと、公害問題とか、調和のとれた経済成長といふものはなかなか期したいんじゃないか、こういうふうにおもうんです。ですからそういう意味で、ひとつこの公害論争と国民生活の向上といふものは、これはもう全く同一の問題であつて、その調和の中に公害問題も片づけるのだ、こういうことでは一つ私はいふ意味で、通産省も全部生産を上げなければいかぬ。しかし、公害は絶対に除去して、こういう決意で、その処方せんとしてはまずこれだ、こう思つてゐるんだといふことをひとつ理解してください。

○原田立君 どうも田中大臣の熱弁を聞いてると、ほかのほうに話がずつと移つていっちゃつて、

はてなと思つて聞いているわけですが、まあ私は指摘しているように、公害が発生することについてのおそれが非常に強いがゆえに、工場の地方分散ということを地方住民は非常に反感を感じて拒否している。こういう空気があるんですよ。それでまたこういうことはどうですか、山紫水明のところ、そこに何千ヘクタールか工場ができたと、いままではその環境が非常によかつた、観光地にも匹敵するぐらいに非常によいところだった。ところが、もう煙はもう出て木は枯れ始めたとか、あるいは工場からきたならし水がちやちやか流れてきて、川が汚染されていったと、海が汚染されていったと、こうなつちやつたんだつたら、それはもう公害どころか、企業災害ですよ。その出るところを、発生源をびたつとめなければいけない。そのとめることは、もうそこそ大勇断をふるってやつてもらわなければいけない。だから、そこをしっかりと切りたお考えがあるかということ、それははっきりしてもらわないといけないわけです。

それともう一つの、こういう東京都なり、あるいは大阪とか、非常に大都市の中にあつては無過失賠償責任制度というのが当然必要だと、ところが今度国会に提出された法案は、当初、考えられていた因果関係の推定の規定が削除されているのです。これは、私、非常に遺憾だと思つて、すけれども、大臣はその点いかがですか、二つの点をお伺いしたい。

○国務大臣(田中角榮君) 公害は削除しなければならぬ。これは生活上のための手段として生産にそしむわけですが、そうかといつて、公害で元も子もなくしてはならないのであつて、あくまでも生産によって状況をよくすることが主か、命を長らえて、生命を維持することが先かといえ、言うまでもなく生命が先だと、これは論のないところなんです。これは食えなくて、もうほんとうに生命が先です。そういう意味で、公害調整というのに対して公害を除去するためには全精力を傾ける、これはわれわれの英知を結

集してやらなきゃならない民族のやっぱり責任ですよ。そう考えている。ですから、これはもう日本だけの技術水準をもつてして、科学的な水準からいっても、もう確実にできます。日本ができないものならよその国もできない。こういう自信を持とうじゃありませんか。そういう意味で、公害というものは絶対に除去するというところでひとつ考えていただきたい。

○原田立君 もう一つお聞きしたいんですけれども、非常にくだいんですけれども、福岡県の大牟田は、御承知のように、三井が非常に中心になつた町であります。あそこはもう三井さんがいろいろ出すことについてはしようがないと、三井さんがやるんだからしようがないと、こういうことでずっと長い間の歴史があるわけです。現実にとりかとうと、川はきたないし、海はきたないし、ばい煙だらけであるとか、こうなつちやつたわけですよ。最近、それが何とか住民運動も起きて解消しようとして、こういうふうなやつてゐるんだけれども、すでに時おそし、手おくれと、こんな感じですよ。それからまた北九州ですね、あの洞海湾あたりの各企業、あそこなんかは行ってみればおわかりのように、空はもうまっ茶色ですよ。あれは八幡製鉄のばい煙ですよ。だけれど、あれも多くの人たちから、八幡さんのやることはしようがないという、そういう空気がずつとあつた。そしてとうとうあのきたない洞海湾、それからあのもうどうしようもない洞海湾、こうなつちやつた。だからそういうようなことが今後あつちやならないわけですね。工場再配置をするにあつて、ああいうようなことを全国の人たちもいやというほど見せつけられているから、だからなまはんかなことでは、公害が発生するんじゃないかという非常におそれを抱いている。だからそういうことがあつて、あんなことではないんだ、そんなものはつくらないんだ、こう断言できますか。

○国務大臣(田中角榮君) それは、公害は絶対に発生させないためにも再配置を行なう、こういうことがこの法律の一つの目標でもあるんですよ。車一台でも野原走っておれば、排気ガスは出るんですよ。一台でも何でもなくはないんですよ。空気が幾ばくかは汚染している。しかし、全体から考えてみると、そんなに問題ではない。自然の浄化力がこれを吸収する、消化する。しかし、これが何千台もあるからどうにもならないようになるわけですから、やっぱり複合公害というの、数が多くなるほど化学物質その他の複合公害というのがたいへんになるわけでございます。だから、無過失賠償責任制度もつくらなければならぬというところでござりますから、これは公害をなくする新しい産業立地政策を進めることが、公害退治の有力な一つの手段だ、こう考えていただきたい。だからほんとうに空気がまっ黒くなることは、私たちも東京におつて東京もひどいけれども、大阪に行つても大阪も相当ひどいんです。そういう意味で、これ以上大阪の空気を汚染してはならないとほんとうに考えます。だからいま御指摘のあつたように、もう絶対に公害は起こしませんというふうなことを、それは私が絶対になどということは言えないわけじゃありませんが、少なくとも、この政策は公害を防止する、除却するための有力な手段であるというところでござります。しかも、知識集約的な産業にだんだん移つていきますから、それは公害というものに対しては、いま考えておるような公害を絶対なくするようになる制度を完備してまいります、こういうことです。ひとつ御了解をいただきたいと思つてます。

○原田立君 まだ、公害問題でやりたいんだけれども、そう大臣が強いことを言われると、もう公害は発生する心配はない、こういうふうなことで、説得されたような形になつてしまふ。それで、もう勇気をふるってやりませう。まず、青森のむつ小川原、あそこでは私が聞いている範囲では、二千万トンの鉄鋼生産、また八百万キロワットの発電、そのために年間二千万キ

ロリットルの原油を処理する、そうすると亜硫酸ガスが、たとえばすぐれた脱硫装置をつけても年間十万吨を下らないほど出てくる。この量は二百五十万キロワットの火力発電所が、脱硫装置なしに一年間ばき出した量、こういわれておる。そんなことで非常に地元は反対しているわけです。こういうことがあつちやならないと思つてます。それからまた、現に二年前にあつたように言われてつづられた鹿島臨海工業地帯、当時は公害は全然出ない無公害コンビナートである、国や県も盛んに言つたわけですよ。現実には二年たつた今日においても、だんだんふえてきて、それで現地の人たちが非常におそれおるわけですね。こういうようなことがあるがゆえに、現行の方法での工業再配置ということ、どうしても公害の地方分散にならないかという強い不安があるわけなんです。大臣の御決意のほどはさつきから再三お聞きしてゐるんですけれども、それを何らかの

もつと本来ならば環境庁がやるんだらうと思つてます。環境庁がきちつと煙や、あるいは水や何かの規制をするんだらうと思つておられる。こういう鹿島臨海工業地帯のような、こういうふうなことがもう絶対起きないんだ、そのための工業再配置なんだ、そのためにはこういふふうなきちつとしたきびしい規制を設けますよというふうにしなないと、その心配は除去できないと思つて。そこら辺のお考えどうですか。

○国務大臣(田中角榮君) それは御指摘になりましたように、このままにしておけば、これはもうほんとうに東京都とか大阪とか名古屋とか、県庁所在地とか、太平洋沿岸ベルト地帯というものが、こういうところは呼吸できないようになつておつて、さういふところは呼吸できないようになつておつて、さういふところ、そういう意味で、全国的に産業構造そのものを変えなければいけませんし、公害除去の法制や制度の整備もいたさなければならぬ。さうして工場の分散ということをやらなければならぬ。これはやっぱり工場があまり集中し過ぎるので、利根川の自然流下の水、河川維持の水の流れよりも、汚濁した水の流れのほうが多い

発生させないためにも再配置を行なう、こういうことがこの法律の一つの目標でもあるんですよ。車一台でも野原走っておれば、排気ガスは出るんですよ。一台でも何でもなくはないんですよ。空気が幾ばくかは汚染している。しかし、全体から考えてみると、そんなに問題ではない。自然の浄化力がこれを吸収する、消化する。しかし、これが何千台もあるからどうにもならないようになるわけですから、やっぱり複合公害というの、数が多くなるほど化学物質その他の複合公害というのがたいへんになるわけでございます。だから、無過失賠償責任制度もつくらなければならぬというところでござりますから、これは公害をなくする新しい産業立地政策を進めることが、公害退治の有力な一つの手段だ、こう考えていただきたい。だからほんとうに空気がまっ黒くなることは、私たちも東京におつて東京もひどいけれども、大阪に行つても大阪も相当ひどいんです。そういう意味で、これ以上大阪の空気を汚染してはならないとほんとうに考えます。だからいま御指摘のあつたように、もう絶対に公害は起こしませんというふうなことを、それは私が絶対になどということは言えないわけじゃありませんが、少なくとも、この政策は公害を防止する、除却するための有力な手段であるというところでござります。しかも、知識集約的な産業にだんだん移つていきますから、それは公害というものに対しては、いま考えておるような公害を絶対なくするようになる制度を完備してまいります、こういうことです。ひとつ御了解をいただきたいと思つてます。

ために、隅田川に魚住ますという事です。だから自然流下の水や、河川維持の水の量を倍にすれば、一カ月たてばフナが寄ってくるんですから、そういうことで、やはり集中的に阪神とか京浜とかいうところを、これもいまは平面的な都市だから、これを立体的にしたらもっとよくなるだろう、能率は三倍になるんだ。これは実際の都市の立体化と同じことであって、確かに道路もいまの三倍になりますし、一人当たりの土地面積も多くなりません。緑地帯もできます。しかし、緑では吸収できないほどの一酸化炭素や炭酸ガスが滞留するという問題も起こります。だから、どう考えても、拠点中心というものは、経済的に見たら確かにメリットがあるわけです。しかし、それはもう過度集中になって、メリットがデメリットになっておるといふことでありますので、どうしても地域を拡大していく、だから産業の内容は変わってきて、知識業約型になることによって公害というものは非常に少なくなるんです。それがまた今度地域が拡大されることによって少なくなる。それよりも、もっと制度や排出基準やいろいろものを整備さすから、ほとんど皆無にならなければいかぬ、こういうことが言えます。この法律をつくるのが、公害をばらまくのではなくて、正常な成長を確保し、その恩恵に浴しながら、みずから額に汗した恩恵に浴しながら、そうして公害の危険からは身を守る、そのための一つの政策だ、こういうことですから、公害をばらまくとか、公害がいまよりも激しくなるというところは全く考えられないんです。

しかも、いまあなたがちよつと御指摘になったところの苫小牧、いまの鹿島、それから四日市、水島、大分湾、これ確かに急速に工業化したんです。立地条件も非常によい。よいけれども、どうも少し東京や大阪が明治から九十年か百年かかってできてきたものを、非常に精巧なものが三年か五年程度でできた、こういう現実もなくはないんです。だからそれにはやっぱり環境基準とか、さっき私も時間がないからあれですけれども、商業地

区は八割まで建つとか、工場地区は六割とか、それから住居地区は六〇%まで建蔽率を認める、しかし、美観地区や緑地帯は一〇%しか認めないというふうなもの都市計画法においてあります。同じことを全国土につくらなければならぬと思ふんです。そうすれば工場地帯として、知事は条例をもって工場地帯を指定することができる、これは当然そういう法律を次の国会に出さなければならぬと思うのです。いまの国土開発法になるかもしませんが、そうすれば、ちゃんと地価も押えられます。それで、工場地帯は建蔽率は非常に少ないので、もう初めから工場をつくっても七割以上緑地帯がなければいかぬとか、七割の中には公共的施設、道路とか遮断緑地とか、そういうものがちゃんと用意されるということになれば、これはもう環境基準というものは、いまよりはるかによくなる——よくなるよりも、理想的なものさえ確保できるはずであります。これは隅田川の河川維持のためには、水の流れを基準に合わせて東京都の両側や周辺における工場を制限すれば、隅田川は汚濁しなかつたはずで、かまわず無制限に工場を許したから隅田川の水は汚濁したわけでありました。そういう意味で、基準というものは非常に私に大切だと思ふのです。ですから、国全体の国土の利用計画ということによって分散計画が進められれば、地価も押えられる。国土の高度利用を行なうことによって公害は防除し、除去できます。それが生産第一主義から生活第一主義への転換の実体である。ほんとにそう考えておるのです。ですから、そういうことをまず認めていただいて、まだ政策的に不足であるというなら、何かもつとこれに付加しようと、こういう立場で——そんなこと言つたつて住民は反対するといふけれども、あの知事や市町村長や市町村会議員の毎日のような陳情は、何とかしてこの法律を通してもらつて、早く私のところへも工場が来るようにしてくださないと、こういう陳情ばかりなんです。実際そうなんです。それはあなたのところへも、そういう声は届いているはずなんです。ですから、そ

うだからといって、幾ばくかの公害はやむを得ぬと言っているわけじゃないんです。公害というものは、民族の将来を考えれば絶対になくさなければならぬけれども、生活レベルを上げるための手段は、やっぱり産業技術も幾ばくか上がらなければならぬ。自分たちは雪でもって非常に苦勞して、この雪は水である。この水が生産力に変わつて自分たちの生活には返返ってくるなら、よくしようという考えをみんな国民は持っているわけですから、だから、角をためて牛を殺すということばもございしますが、これは釈迦に説法で恐縮であります。どうも公害におびえて生産をとめてしまつて、原始生活——原始生活とは言わぬが、いまの生活に甘んじているのだというわけにはいかないんです。困難だが公害は排除し、除去して、生活はやっぱり世界で最高の生活をし得るようにならなければいけない。そういうことでひとつ割切つてください。公害論争はよく私も承知しておるのです。私自身も公害に対してはほんとうに深刻な考えを持っております。どうでしょう。

○原田立君 じゃ、また公害は次にやります。自治省から来てもらつておりますので……。固定資産税の減税をします。で、最初の年度以降三カ年度にわたつて固定資産税を減免する云々というところが、第七条にあるわけでありました。この問題が衆議院の商工委員会審議されたときに、当初この計画の考えられておったときには、二十五年間固定資産税を減免すると、こういうふうな考案があつた。それがどうして三年になつたのかと、こういう質問に対し、田中大臣は、非常にじくじたる気持ちである云々と、こう察しようなことが会議録に載つておりました。

それで、私、問題としたいのは、その期間の問題じゃなくて、この法律から見ますと、地方交付税によって処置いたしますと、こういうことになつていくわけですか。その基本方針が、そのとおりのものであるかどうかまず一つお聞きしたい点であります。それから、あえて批判的に言えば、同じ一つの

器の中に入つておるお金をその地域地域によって多少の特殊な問題があるからといって、こちへふやしあつちへふやして、こういうふうなことであつて、地方交付税であつたら、それだけのワケというものは変わらないうわけですね。だから、私、ここの言いたいのには、こうやつて地方財源の確保という面からいへば、地方交付税で措置するといふのではなしに、別に新たな減免したものについて、はこつたふううに補助しますと、きちつとした名目といひましようか、法律というか、それをすべきではないか。地方交付税でまかなうというものは、ちよつとことばが悪いですけれども、一つのごまかしではないか、こんなふうな気がするわけです。

○國務大臣(田中角栄君) それはある意味においては、この法律のポイントでもございします。これは二十五年間ということではなければならぬ。これは工場に投資しようというのです。膨大な投資をやるのですから、場合によっては本籍さえ動かさなければならぬのですから、これは大問題なんです。それに対しては、少なくとも、相当長期な税制上の優遇といへば固定資産税の二十五年間というのと、それから不動産取得税の全額というのがあるのですが、これは先ほどもちよつと述べましたが、各国でやつていふのです。これだけの大事業というものはなかなか世界でみんな苦勞しておるながら、どうにもならないような状態の中から一つ、二つ脱却している。その中で一番明確なのはロンドンのニュータウン法です。これは申すまでもない、たいへんなことであります。これはもう日本でもあつただけの法律ができるかなと思つて、鮮明な条文です。しかもそれは、この事業達成のために必要な事業費の要求があつたら、政府はこれを計上しなければならぬ、予算編成権を拘束しておる。しかも、換地や土地取引に關しては裁判権を拘束しておる。公社の総裁に裁判の決定を待たずして換地及び土地取引の権限を与えておる。これでやつてさえもなかなかあつた仕事があつたといふことであります。

から、なかなかむずかしい問題であることは事実であります。しかもその次に言うならば、御承知のイタリアで労働者住宅をつくる。それは国有地は無償で提供してやる。これに近いものではないが、同じような方向をやっているのがニューヨークのマンハッタン地区の不良街の改良に対して、シティと連邦政府と民間デベロッパーとの関係を調べれば、非常にうまく運用しております。

イタリアは、ムッソリーニ政権時代からコミニスト政権時代になってからもずっとその政策だけは統一しておる。これは先ほども述べましたが、全く愉快な法律であります。用地は国が無償で提供する。生保及び損保の剰余金は労働者住宅以外に投資してはならない。使途を制限しているのですから、反対給付はちゃんと与えている。固定資産税は二十五年これを徴収しないという、こういうことでちゃんとやれているのです。そのため二十五年というものは、一つのめどだ。私はこれをするためには、なぜ香港の都市改良ができないのか、ブラジリアはなぜこういう政策をとったのか、あらゆるものを全部調べたんです。ハワイの不良街の改良から一切のものを調べてみて、やはり固定資産税の二十五年減免というのは、減免でなく免というものは、これはどうしても最小限のスタートに必要なものだというふうな考えをたわけです。ところが、それには財源補てんがあります。一番簡単なのは交付税率の三二%を一%引き下げて補てんすれば、これは一番いいわけですが、そんなことなんかやれるわけがないのです。それはいま絶対に大蔵省はだめだし、なかなかそんなことはいまでできないというでしょう。

それなら第二の問題は、別に法律によって特定財源、それは政策的なものであって、政策メリツトのある財源を考えなければならぬ。それは、三段階に地域を分けようとしたのです。誘導地域はいまの税よりも一段安い税、それから中間地域は現行税率でやる、そして追い出し地帯は新しい税を賦課しよう、こういうことであります。そし

て賦課した税金を第三の地帯にやれば、これは政策的にも、理論的にも、学問的にもちゃんと通る、これはいいことであると。これはちょうど、さんざんたたかれないながらやった自動車トシ税と同じ思想なんです。やろうと思つてやってみたんですが、どうも、ことしの状態においては、先ほど申し上げたように、暫定税率の一・七五がどうも取れない。それから特別会計が、ちょっとことしは早い。それでいまの新税というのには、その一・七五との振りかえがありますから、どうしても新税は起こせない、こういうことで事務所もみんなストップしたわけがあります。それでいまあなた御指摘を受けたように、どうも交付税ということこれをやるならば、第二交付税をどうしてやるか、制度をどうするか、補てん財源は何をもって充てるかということをや、補てん財源は何かない。これはいまの状態ではできなかったというのが実態であります。これはもう来年度の予算編成には、当然この問題に対しては結末をつけなければ、三年ぐらいたったつちやうなんです。結末をつけなきゃならないというのがほんとうのところなんです。

○原田立君 自治省に承けてもらっているの、お聞きするんですけれども、どうですか、いまの田中大臣の言われているように、そんなふうな基礎で工場が移転する。その場合、固定資産税の減免をする。大体、推定はどのぐらいと見当が立っていますか。

○説明員(近藤隆之君) 御承知のように、まだ、この工場再配置の青写真ができておりませんので、どの地域にどの程度の工場が行くのか。そして、それに対して市町村が減免するのかがどうか、そういうようなことが一切、いまの段階では未確定でございますので、われわれのほうで事務的に、この減収額がどの程度かということを経算することが非常に困難でございます。ただ、先生御承知のように、固定資産税は賦課期が一月一日現在でございますので、四十七年度においては、この減収という問題は出てまいりません。したがって、四十七年度の地方財政計画には、この分は

計上されておらないのでございます。今後、この法律施行過程におきまして、青写真がだんだんはっきりしてまいりますれば、次第に、工場がどういうふうな立地していくかわかると思いますが、その所要の年度におきましては、いまのところ、三年間はその他の地域立法と同じように、交付税でもってその減収額を補てんするという仕組みになっておりますので、減収額を積算いたしまして、その年度の地方財政計画を組むという形にならうかと思えます。

○原田立君 課長、この法律では、地方交付税でめんど見よう、こういうことなんですけれども、これは私は地方交付税で見るとは、特定財源をもって充てるべきだと、そういうふうな考えでいるし、主張もしているし、大臣にも聞いたところがあります。あなたはそういう考え方についてはどうですか。

○説明員(近藤隆之君) この法案の折衝の過程におきまして、いろいろあったわけでございますけれども、これも一つの地域立法という考え方をいたしますと、新産、工特、産炭地、過疎というふうな、それぞれの地域立法におきまして、固定資産税等減免いたしました場合には、交付税で三年間を限って補てんするという前例がずっとあるわけでございます。したがって、その範囲であるならば、国の一つの地域政策に対して交付税が協力するというところで、この程度はやむを得ないのかというところで、こういうふうなままとったわけでございますけれども、工場再配置という、この政策を施行するためには、三年程度ではとても足りない。いま、通産大臣からお話ございましたけれども、そういう見地でございます。これをまた別途の財源措置をどういうふうにしてやるかというところは、関係各省で相談すべき問題であらうと思えます。

○原田立君 要するに、財源を講じてやったほうがいいというふうな回答のように私は受け取るわけなんです。大臣、私もそのほうがいいと思うし、大臣のお考えもそのように聞こえるわけでありま

す。それで、要するに、地方交付税で負担するというの、一つのワクの中にあるやつをあっちへやったりこっちへやったり、それだけの話なんですから、そうじゃなくて、こういう大きな政策を実行しようとするならば、やっぱり他に特定財源を設けてやるというほうが、地方財政確立のためにも必要ではないか、こう思うわけです。そういう方向で来年度は進むというふうな解釈してよろしいですか。

○國務大臣(田中角榮君) 私は、特定財源をつくるべきだという主張を続けております。来年も続けるつもりでございます。

○委員(大森久司君) 他に御発言がなければ、両案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

次回は、来たる六日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

昭和四十七年六月十五日印刷

昭和四十七年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W